

目 次

第 1 号 6月8日（月曜日）

令和8年度下郷町議会6月会議会議録（第1号）	1
議事日程第1号	2
開議	3
会議録署名議員の指名	3
会議日程の報告	3
諸般の報告	3
行政報告及び町長提案理由の説明	3
請願・陳情	8
散会	8

第 2 号 6月9日（火曜日）

令和8年度下郷町議会6月会議会議録（第2号）	1 1
議事日程第2号	1 2
開議	1 3
一般質問	1 3
星 和志君	1 3
山名田久美子君	2 2
星 邦一君	2 9
休会の件	3 7
散会	3 7

第 3 号 6月12日（金曜日）

令和8年度下郷町議会6月会議会議録（第3号）	3 9
議事日程第3号	4 0
開議	4 1
報告第1号 専決処分の報告について	4 1
（専決第 6号 下郷町税条例の一部を改正する条例の設定について）	
報告第2号 専決処分の報告について	4 6
（専決第 7号 下郷町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の設定について）	
報告第3号 専決処分の報告について	4 8
（専決第 8号 下郷町地方活力向上地域における固定資産税の課税免除及び不均一課税に関する条例の一部を改正する条例の設定について）	

報告第4号	専決処分の報告について……………	49
	(専決第 9号 福島県特定事業活動振興計画に基づく固定資産税 の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の設定について)	
報告第5号	専決処分の報告について……………	50
	(専決第10号 令和7年度下郷町一般会計補正予算(第9号))	
報告第6号	専決処分の報告について……………	50
	(専決第11号 令和7年度下郷町国民健康保険特別会計補正予算 (第4号))	
報告第7号	令和7年度下郷町一般会計の繰越明許費について……………	54
報告第8号	令和7年度下郷町簡易水道事業会計予算繰越計算書について……………	54
議案第1号	下郷町簡易給水施設設置条例の一部を改正する条例の設定について……………	55
議案第2号	GIGAスクール端末の購入契約について……………	57
議案第3号	町道の路線認定について……………	58
議案第4号	令和8年度下郷町一般会計補正予算(第1号)……………	60
議案第5号	令和8年度下郷町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)……………	60
議案第6号	令和8年度下郷町介護保険特別会計補正予算(第1号)……………	60
日程の追加……………		69
陳情第1号	「国の『被災児童生徒就学支援等事業』の継続と、被災児童生徒の 十分な就学支援を求める意見書」の提出を求める陳情の一部訂正に ついて……………	70
散会……………		71

令和８年度下郷町議会 ６月会議会議録第１号

招 集 年 月 日	令和８年６月８日			
本会議の日程	令和８年６月８日から６月１２日までの５日間			
招 集 の 場 所	下郷町役場議場			
本 日 の 会 議	開議	令和８年６月８日 午前１０時００分	議長	湯 田 健 二
	散会	令和８年６月８日 午前１０時２８分	議長	湯 田 健 二
応 招 議 員	１ 番	渡 部 哲	２ 番	星 昌 彦
	３ 番	佐 藤 勤	４ 番	
	５ 番	猪 股 謙 喜	６ 番	小 玉 智 和
	７ 番	大 竹 浩 治	８ 番	星 和 志
	９ 番	星 邦 一	１０ 番	山名田 久美子
	１１ 番	星 能 哲	１２ 番	湯 田 健 二
不 応 招 議 員	なし			
出 席 議 員	１ 番	渡 部 哲	２ 番	星 昌 彦
	３ 番	佐 藤 勤	４ 番	
	５ 番	猪 股 謙 喜	６ 番	小 玉 智 和
	７ 番	大 竹 浩 治	８ 番	星 和 志
	９ 番	星 邦 一	１０ 番	山名田 久美子
	１１ 番	星 能 哲	１２ 番	湯 田 健 二
欠 席 議 員	なし			
会議録署名議員	１０ 番	山名田 久美子	１ 番	渡 部 哲
地方自治法第 １２１条の規定 により説明の ため出席した 者の職氏名	町 長	星 學	副 町 長	室 井 哲
	参事兼総務課長	湯 田 英 幸	総合政策課長	佐 藤 英 勝
	税務課長兼会計管理者	室 井 俊 之	町 民 課 長	猪 股 朋 弘
	健康福祉課長	只 浦 孝 行	農 林 課 長	星 敦 史
	参事兼建設課長	玉 川 武 之	教 育 長	湯 田 嘉 朗
	教 育 次 長	玉 川 清 美	農業委員会事務局長	星 宏 明
本会議に職務 のため出席し た者の職氏名	事 務 局 長	荒 井 康 貴	書 記	室 井 徳 人
	書 記	斎 藤 奈津美		
議 事 日 程	別紙のとおり			
会議に付した事件名	別紙のとおり			
会 議 の 経 過	別紙のとおり			

令和 8 年度下郷町議会 6 月会議議事日程（第 1 号）

期日：令和 8 年 6 月 8 日（月）午前 1 0 時開議

開 議

日程第 1

会議録署名議員の指名

1 0 番 山名田 久美子

1 番 渡 部 哲

日程第 2

会議日程の報告

日程第 3

諸般の報告

日程第 4

行政報告及び町長提案理由の説明

日程第 5

請願・陳情

委員会付託

（総務文教常任委員会）

陳情第 1 号 「国の『被災児童生徒就学支援等事業』の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書」の提出を求める陳情

散 会

(会議の経過)

○議長（湯田健二君） おはようございます。

ご連絡申し上げます。

本日の会議が散会后、議会全員協議会を開かせていただきます。案件につきましては、お手元に配付されておりますので、よろしくご協力をお願いします。

ただいまの出席議員は11名であります。

定足数に達しておりますので、ただいまから令和8年度下郷町議会6月会議を開きます。（午前10時00分）

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配りましたとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（湯田健二君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、議長において10番、山名田久美子君及び1番、渡部哲君を指名いたします。なお、両君には今会議の会議録についてのご署名をお願いいたします。

日程第2 会議日程の報告

○議長（湯田健二君） 日程第2、会議日程の報告を行います。

今会議の日程は、さきの議会運営委員会において、お手元に配付してあります会議日程表のとおり、本日から6月12日までの5日間にすることで決定されたことを報告いたします。

日程第3 諸般の報告

○議長（湯田健二君） 日程第3、諸般の報告を行います。

議会事務局長、荒井康貴君。

○議会事務局長（荒井康貴君） おはようございます。諸般の報告をいたします。

皆さんのお手元に令和7年度3月会議から今6月会議までの間の議員の皆さんの活動状況を記載して配付してございます。

次に、地方自治法第243条の3第2項の規定による一般財団法人下郷町観光公社及び下郷町地域振興株式会社に係る財政状況に関する書類の提出がありましたので、お手元に配付してございます。

また、今会議に説明員として出席されます執行機関の職氏名一覧表をお手元に配付してございます。

以上でございます。

日程第4 行政報告及び町長提案理由の説明

○議長（湯田健二君） 日程第4、行政報告及び町長提案理由の説明を行います。

町長から行政報告及び提案理由の説明を求めます。なお、この際当局提案に関わる議

案を一括上程いたします。

町長、星學君。

○町長（星學君） 皆さん、おはようございます。

本日、ここに令和８年度下郷町議会６月会議の開催に当たり、議員各位におかれましては大変お忙しいところご出席をいただき、誠にありがとうございます。

本会議におきましては、報告８件、議案６件をご提案申し上げますので、慎重なる審議の上、ご議決を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

まず最初に、令和７年度消防功労者消防庁長官表彰式が３月４日、総務省で開かれ、下郷町消防団が消防庁長官表彰旗を４７年ぶりに受章しました。これは、消防力の拡充強化や防災思想の普及、予防消防活動が優秀で他の模範と認められる機関に贈られるものであります。全国から１６団体が表彰され、東北では本町のみを受章となりました。団長をはじめ消防団の皆様には、引き続き予防消防の徹底と消火技術の向上に努めていただき、地域防災の要として、町民の皆様の安全確保のため、お力添えを賜りますようお願いを申し上げます。

さて、令和８年４月以降の町の動静についてご報告いたします。４月１８日には、桜マルシェ in 湯野上温泉駅が開催されました。下郷町、下郷町観光協会、会津鉄道株式会社が主催しました本イベントは、福島デスティネーションキャンペーンの特別企画として開催され、町内外から多くの方々が来場しました。マルシェでは５店舗が出店し、天ぷらまんじゅうやピザ、アクセサリなど多彩な商品が並びました。ステージでは、大川溪流太鼓保存会の演奏や桑取火在住の渡部優賀さんのギターでの弾き語り、會舞道郷人の演舞が披露され、大いににぎわいました。

また、４月上旬には株式会社ポケモンより寄贈されたポケモンマンホール「ポケふた」が道の駅しもごうに設置されました。これは、地域の魅力発信や観光振興を目的に、株式会社ポケモンが全国の自治体に寄贈しているもので、下郷町の特徴やイメージに合わせて描かれた世界に１枚しかないマンホール蓋で、福島応援がポケモンのキャラクターが描かれているものです。さらに、位置情報ゲームでも人気のポケモンＧＯの中では重要な拠点となっていることから、新たな客層の観光客誘致が期待されております。

次に、下郷町観光公社主催の戸赤やまざくら祭りが４月１８日、１９日の２日間にわたり戸赤地区で開催されました。森林資源の保護を目的とする集落の留め木制度により守られてきたヤマザクラは、今年も満開の花を咲かせ、会場を鮮やかに彩りました。会場では、ますバーガーや手打ちそばなどの地元の味が販売され、来場者は美しい景色の下に戸赤の春を満喫していました。

５月２３日には、小野岳山開きが大内登山口で開催されました。大内登山口で行われた安全祈願祭には、登山者の安全を願う祝詞と奏上がされました。その後、大川溪流太鼓保存会による演奏が披露され、山に響き渡る力強い音色に会場から大きな拍手が送られました。

５月２４日には、町観光公社が主催する１００万年ウォークが町物産館をスタート地点に開催されました。１００万年をかけてつくられた町の自然、文化などを楽しんでもらうため毎

年開催されており、今年は町内外から322名が参加しました。このうち約70名の方々に湯野上温泉の旅館、民宿をご利用いただき、地域の活性化とともに観光振興に大いに寄与しております。

それでは、本会議に提案申し上げます報告8件、議案6件のご説明を申し上げます。
報告第1号 専決処分の報告について（専決第6号 下郷町税条例の一部を改正する条例の設定について）でございますが、地方税法の一部を改正する法律が令和8年3月31日に公布されたことに伴い、現下の経済情勢等を踏まえ、個人住民税の住宅借入金等特別税額控除に係る適用期限の延長や特定暗号資産取引に係る課税の見直し等を行うとともに、軽自動車取得時における負担等の軽減を図るため環境性能割を廃止するなど、所要の改正を行うため、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、議会において指定された事項について、令和8年3月31日付で専決処分いたしましたので、同条第2項の規定により、これを議会に報告するものであります。

報告第2号 専決処分の報告について（専決第7号 下郷町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の設定について）でございますが、子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律の施行により、子ども・子育て支援納付金を医療保険被保険者等から徴収することとなったことに伴い、新たに子ども・子育て支援納付金として国民健康保険税率及び税額等の規定を設けるとともに、令和8年3月31日に公布された地方税法施行令等の一部を改正する政令により、賦課限度額の引上げ及び低所得者への軽減判定基準の拡充等の所要の改正を行うため、地方自治法第180条の第1項の規定に基づき、議会において指定された事項について、令和8年3月31日付で専決処分いたしましたので、同条第2項の規定により、これを議会に報告するものであります。

報告第3号 専決処分の報告について（専決第8号 下郷町地方活力向上地域における固定資産税の課税免除及び不均一課税に関する条例の一部を改正する条例の設定について）でございますが、令和8年税制改正において、地方再生法第17条の6の地方公共団体等を定める省令の一部が令和8年3月31日付で改正され、地方における企業拠点の強化を促進するための税制特例措置の適用期限が2年間延長されたことに伴い、町も同様に課税免除の期限を令和10年3月31日に改めるほか、所要の改正を行うため、地方自治法第180条の第1項の規定に基づき、議会において指定された事項について、令和8年3月31日付で専決処分いたしましたので、同条第2項の規定により、これを議会に報告するものであります。

報告第4号 専決処分の報告について（専決第9号 福島県特定事業活動振興計画に基づく固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の設定について）でございますが、令和8年税制改正において、福島県復興再生特別措置法に基づく省令の一部が令和8年3月31日付で改正され、特定事業活動に係る固定資産税の税制特例措置の適用期限が3年間延長されたことに伴い、町も同様に課税免除の期限を令和11年3月31日に改める所要の改正を行うため、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、議会において指定された事項について、令和8年3月31日付で専決処分いたしましたので、同条第2項の規定により、これを議会に報告するものであります。

報告第5号 専決処分の報告について（専決第10号 令和7年度下郷町一般会計補正予算（第9号））でございます。既決予算の総額に歳入歳出それぞれ1億610万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ54億8,893万4,000円とするものであります。補正の概要でございますが、歳入につきましては、交付金等の額の確定、歳出につきましては、事業費及び職員人件費の確定等に伴い、それぞれ予算の整理を行ったものであります。以上、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、議会において指定された事項について、令和8年3月31日付で専決処分いたしましたので、同条第2項の規定により、これを議会に報告するものであります。

報告第6号 専決処分の報告について（専決第11号 令和7年度下郷町国民健康保険特別会計補正予算（第4号））でございますが、既決予算の総額から歳入歳出それぞれ2,110万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ6億9,523万8,000円とするものであります。補正の概要でございますが、歳入につきましては、県支出金及び繰入金の額の確定、歳出につきましては、保険給付費及び保健事業費の額の確定により、それぞれ予算の整理を行ったものであります。以上、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、議会において指定された事項について、令和8年3月31日付で専決処分いたしましたので、同条第2項の規定により、これを議会に報告するものであります。

報告第7号 令和7年度下郷町一般会計の繰越明許費についてでございますが、令和7年度3月議会においてご議決をいただきました繰越明許費について、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、繰越計算書を調製し、これを議会に報告するものであります。商工費では、がんばろ一下郷町ファイト商品券事業と物価高騰対応重点支援プレミアム商品券事業の2事業を、土木費では、道路新設改良事業3路線のほか、駐車場整備事業（湯野上居平地内）、橋梁補修事業（薬水橋）、大川ふるさと公園整備事業（給水管更新）の6事業を令和8年度に繰越しするもので、繰越総額は2億355万4,000円であります。

報告第8号 令和7年度下郷町簡易水道事業会計予算繰越計算書についてでございますが、地方公営企業法第26条第3項の規定により、管理者から報告を受けた繰越額の費用に関する繰越計算書について議会に報告するものであります。その内容でございますが、1款資本的支出、1項建設改良費、水源新設事業として実施しております水門地域の水源新設調査業務委託について、追加の測量業務が発生したことに伴い、想定より期間を要することとなったため、繰り越したものであります。翌年度繰越額に1,072万5,000円、その財源として、企業債1,020万円、当年度損益勘定留保資金52万5,000円を計上しております。

議案第1号 下郷町簡易給水施設設置条例の一部を改正する条例の設定でございますが、このたび、県営事業、中山間地域農業農村総合整備事業において、下郷町字安張地内を区域とする営農飲雑用水施設が完成し、町へ譲渡されたことに伴い、下郷町（三ツ井）簡易給水施設として町簡易給水施設に追加するため、所要の改正を行うものでございます。

議案第2号 G I G Aスクール端末の購入契約についてでございますが、令和2年度

に整備されたGIGAスクール第1期端末が更新時期を迎えることに伴い、県の共同調達に参加し、整備するものであります。随意契約により、契約金1,452万円で福島県郡山市堤下町13番8号、株式会社エフコム、代表取締役社長、斎藤正弘と本契約を締結いたしたく、議会の議決を求めるものであります。

議案第3号 町道の路線認定についてでございますが、道路新設事業の完了に伴い、姫川南原線の認定について、道路法第8条第2項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案第4号 令和8年度下郷町一般会計補正予算（第1号）でございますが、既決予算の総額に歳入歳出それぞれ1,431万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ50億5,431万1,000円とするものであります。補正の概要でございますが、今補正につきましては、歳入では、国の学校給食費の抜本的な負担軽減制度の開始に伴う国、県補助金など、各種事業に係る財源を計上しております。歳出では、学校統廃合に向けた校舎の事前調査に要する経費などを計上し、また職員人件費につきましては、人事異動等に伴い、今後の執行見込みを精査し、予算の整理を行うものであります。

それでは、主な補正についてご説明を申し上げます。歳入でございますが、国庫支出金の土木費国庫補助金において、国からの内示額が減少しました大川ふるさと公園整備事業国庫補助金を900万円減額し、その財源を補うため、町債において過疎対策事業債を900万円増額計上しております。それに伴い、歳出の土木費、都市計画費、公園整備費において財源内訳の補正を行っております。また、国の学校給食費の抜本的な負担軽減制度の開始に伴い、教育費国庫補助金と教育費県補助金のそれぞれに368万9,000円を計上し、こちらも歳出の教育費、保健体育費、学校給食共同調理場運営費において財源内訳の補正を行っております。そのほか、消防費国庫補助金におきましては、令和7年度3月議会でご議決をいただきました消防団新基準活動服更新事業が補助事業として採択となったことから、消防団設備整備費補助金を207万9,000円計上し、歳出の消防費、非常備消防費において財源内訳の補正を行っております。

続いて、県支出金でございますが、農林水産業費県補助金において、新規就農者育成総合対策事業補助金を195万円、地域計画担い手確保支援事業補助金を25万円それぞれ計上しております。

繰入金では、森林環境譲与税事業に係る基金繰入金を211万5,000円計上し、歳出の農林水産業費、林業費、林業振興費において財源内訳の補正を行っております。

次に、歳出でございますが、農林水産業費につきましては、合計で1,533万9,000円を増額するものであります。農業委員会費におきまして、農地利用最適化推進委員1名が令和8年3月をもって辞職し、令和8年6月から新たな農地利用最適化推進委員1名を委嘱しましたことから、それに伴う被服費を2万円計上しております。農業振興費では、新規就農者に対する経営開始資金として新規就農者育成総合対策事業補助金195万円、認定農業者の営農規模拡大のための農業用機械の導入を支援する地域計画担い手確保支援事業補助金25万円をそれぞれ計上しております。国土調査費では、枝松第3地区の再測量・原図修正委託料を77万6,000円計上しております。

教育費につきましては、合計で1,463万6,000円減額するものでございます。中学校費、学校管理費におきまして、学校統廃合に向けた校舎の事前調査として耐力度調査等業務委託料を688万4,000円計上しております。

なお、本補正に伴い、収支の均衡を図るため、予備費を増額し、調整をしております。

議案第5号 令和8年度下郷町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）でございますが、既決予算の総額に歳入歳出それぞれ390万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ6億6,117万5,000円とするものであります。補正の概要でございますが、今補正につきましては、歳入において国民健康保険税の本算定、歳出において国民健康保険事業費納付金の本算定及び職員の人事異動に伴う予算の整理を行うものであります。

議案第6号 令和8年度下郷町介護保険特別会計補正予算（第1号）でございますが、既決予算の総額に歳入歳出それぞれ53万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ9億5,869万7,000円とするものであります。補正の概要でございますが、今補正につきましては、歳出において介護保険法の改正及び報酬改定に伴う印刷製本費、システム改修費などを計上するとともに、職員の人事異動に伴う予算の整理を行い、歳入において歳出に連動する財源を補正するものであります。

以上、本会議に提案いたしました議案等についてご説明を申し上げます。詳細につきましては、後ほど所管課長から説明をさせますので、慎重なる審議の上、ご議決を賜りますようお願い申し上げます。

日程第5 請願・陳情

○議長（湯田健二君） 日程第5、請願・陳情を議題とします。

この際、陳情第1号 「国の『被災児童生徒就学支援等事業』の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書」の提出を求める陳情の件を議題といたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております陳情第1号 「国の『被災児童生徒就学支援等事業』の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書」の提出を求める陳情の件を総務文教常任委員会に会議規則第91条及び第94条の規定に基づき付託したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（湯田健二君） 異議なしと認めます。

したがって、さよう決定いたしました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

再開本会議は6月9日であります。

議事日程を配ります。

（資料配付）

○議長（湯田健二君） 配付漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（湯田健二君） 配付漏れなしと認めます。

本日は、これにて散会します。

ご苦労さまでした。（午前１０時２８分）

地方自治法第１２３条第２項の規定により署名する。

令和８年６月８日

下郷町議会議長

同 署名議員

同 署名議員

令和８年度下郷町議会 ６月会議会議録第２号

招 集 年 月 日	令和８年６月８日			
本会議の日程	令和８年６月８日から６月１２日までの５日間			
招 集 の 場 所	下郷町役場議場			
本 日 の 会 議	開議	令和８年６月９日 午前１０時００分		議長 湯 田 健 二
	散会	令和８年６月９日 午後 ０時１４分		議長 湯 田 健 二
応 招 議 員	１番	渡 部 哲	２番	星 昌 彦
	３番	佐 藤 勤	４番	
	５番	猪 股 謙 喜	６番	小 玉 智 和
	７番	大 竹 浩 治	８番	星 和 志
	９番	星 邦 一	１０番	山名田 久美子
	１１番	星 能 哲	１２番	湯 田 健 二
不 応 招 議 員	なし			
出 席 議 員	１番	渡 部 哲	２番	星 昌 彦
	３番	佐 藤 勤	４番	
	５番	猪 股 謙 喜	６番	小 玉 智 和
	７番	大 竹 浩 治	８番	星 和 志
	９番	星 邦 一	１０番	山名田 久美子
	１１番	星 能 哲	１２番	湯 田 健 二
欠 席 議 員	なし			
会議録署名議員	１０番 山名田 久美子		１番 渡 部 哲	
地方自治法第 １２１条の規定 により説明の ため出席した 者の職氏名	町 長	星 學	副 町 長	室 井 哲
	参事兼総務課長	湯 田 英 幸	総合政策課長	佐 藤 英 勝
	税務課長兼会計管理者	室 井 俊 之	町 民 課 長	猪 股 朋 弘
	健康福祉課長	只 浦 孝 行	農 林 課 長	星 敦 史
	参事兼建設課長	玉 川 武 之	教 育 長	湯 田 嘉 朗
	教 育 次 長	玉 川 清 美	農業委員会事務局長	星 宏 明
本会議に職務 のため出席し た者の職氏名	事 務 局 長	荒 井 康 貴	書 記	室 井 徳 人
	書 記	斎 藤 奈津美		
議 事 日 程	別紙のとおり			
会議に付した事件名	別紙のとおり			
会 議 の 経 過	別紙のとおり			

令和 8 年度下郷町議会 6 月会議議事日程（第 2 号）

期日：令和 8 年 6 月 9 日（火）午前 1 0 時開議

開	議	
日程第	1	一般質問
日程第	2	休会の件
散	会	

(会議の経過)

○議長（湯田健二君） おはようございます。

開会に先立ち、ご連絡申し上げます。本日の会議日程は、あらかじめお手元に配りましたとおりであります。

ただいまの出席議員は11名であります。

定足数に達しておりますので、ただいまから本日の会議を開きます。（午前10時00分）

日程第1 一般質問

○議長（湯田健二君） 日程第1、一般質問を行います。

質問の通告がありましたので、順次発言を許します。

8番、星和志君。

○8番（星和志君） 議席番号8番、星和志、一般質問を行います。

1つ目として、ふるさと納税の現状と観光、農業資源を生かした今後の運用について。皆さんは、ふるさと納税をご存じでしょうか。本来は自分が住む自治体に納める住民税などを応援したい自治体に前払いする仕組みです。自己負担は僅か2,000円で、寄附した自治体から、その地域の特産品などのお礼の品3割分がもらえます。言わば2,000円で返礼品がもらえる住民税の前払い制度と言えます。全国の自治体がこの制度を使って地域のPRと財源確保に力を入れています。本町には年間80万人が訪れる大内宿、国の天然記念物、塔のへつり、湯野上温泉という全国に誇れる観光地があります。これほど多くの方が下郷町を訪れているにもかかわらず、ふるさと納税の受入額は令和5年度が441万5,000円、令和6年度が939万9,000円と福島県内59市町村中44位、全国でも1,682位というワーストクラスの状況が続いています。分かりやすく比べると、同じ福島県内の福島市は、令和6年度に21億3,500万円、磐梯町は7億1,300万円、同じ南会津の南会津町でも6,251万円を集めています。本町の939万9,000円は、南会津町の約6分の1にすぎません。観光客はたくさん来ているのに、なぜこれほど差がついてしまうのか。その原因は何か。そして、今後どのように改善していくのかを町長に伺います。よろしくお願いします。

以上です。

○議長（湯田健二君） 答弁を求めます。

町長、星學君。

○町長（星學君） 8番、星和志議員のご質問にお答えします。

大きな1点目のふるさと納税の現状と観光、農業資源を生かした今後の運用についてでございますが、ふるさと納税寄附金は、人口減少により町税の減収傾向が進む中、本町においては大変貴重な財源であります。有効に活用させていただいております。本町にふるさと納税寄附をしていただいた皆様方には大変感謝を申し上げる次第であります。

次に、ふるさと納税寄附金の納入額でございますが、直近の3か年ですと、令和5年

度が430万5,000円、令和6年度が911万7,000円、令和7年度が1,372万6,000円となっており、着実に受入額を伸ばしておりますが、議員おただしのとおり、他自治体と比較しますと、まだまだ改善の余地があると感じております。その要因としましては、返礼品数が少ないことが挙げられるかと思っております。町といたしましては、毎年度、広報等による返礼品提供事業者の募集や返礼品提供の可能性がある事業者に対し、職員が直ちに訪問させていただき、交渉を行っていますが、提供事業者の応募が少なく、他自治体に比べ返礼品が少ないのが現状となっております。提供事業者の方々には、発送業務等が発生し、負担に感じる部分もあるかと思っておりますが、町の魅力を全国にPRできるチャンスになってございます。積極的にご登録をいただけるよう、今後も働きかけを継続してまいりたいと考えております。

次に、多くの観光客が訪れる本町において、その観光客数がふるさと納税寄附金に結びついていないのではないかとというご質問でございますが、令和5年度から現地決済型ふるさと納税として電子クーポンを返礼品とする取組を始めております。これは、観光等で本町を訪れた方が、加入している旅館や飲食店でのサービスの対価として電子クーポンが利用できるといった内容でございますが、現金決済のみの店舗やほかの決済方法を優先させる店舗があり、寄附が伸び悩んでおりましたが、こちらも職員が直ちに訪問させていただき、事業者との交渉を行っており、徐々に認知されているところでございます。ふるさと納税制度は、本来返礼品を主な目的としたものではなく、生まれ育ったふるさとに貢献できる制度、自分の意思で応援したい自治体を選ぶことができる制度として創設されたものでございます。町としまでも、制度の趣旨が希薄とならないよう、ふるさと納税制度の適正な運用に努めるとともに、今後も事業者への積極的な登録の働きかけや全国へ産品等のPRに努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

○議長（湯田健二君） 8番、星和志君。

○8番（星和志君） 課題としては種類が少ないということと、募集はしているが、やはり商品として出せるものがないようですが、そして現在電子クーポンで1,370万円ぐらいふるさと納税が伸びていることですので、徐々に改善はしてきているようですが、それを見ましても、まだ認知度が極めて低い状況ではあるようです。そして、大切な点としては、ふるさと納税は寄附者や観光客だけではなくありません。そして、全国どこにいても下郷町を応援したいと思えば寄附できる制度なので、大内宿や塔のへつりを訪れた方が帰宅後に寄附するケースや、テレビや雑誌で大内宿を知った方が寄附するケース、ふるさと納税サイトで金子牧場のヨーグルトを見つけて寄附するケースなど、寄附の入り口は多岐にわたります。そして、本町のふるさと納税については、観光客という入り口と、全国からのオンライン寄附という2つの大きな柱があります。観光客という入り口で見ると、大内宿、塔のへつりの年間観光客数は80万人から、ピーク時には116万人に達します。そして、この観光客を1人あたりに換算すると、令和6年度の実受入れ額911万7,000円にすると、1人あたりにすると僅か約9円です。そして、仮に観光客の0.1%、つまり1,000人に1人が1万5,000円を寄附するだけで、受入れ額、現在の1,300万円に近

い1,200万円となり、現在の数値と同じくなるのです、大体。そして、これを1%まで上げると8,000人、80万人中の1%の8,000人で、約1億2,000万円が見込まれます。そして、全国からオンライン寄附という入り口で見ると、ふるさと納税には魅力的な返礼品を充実させることで、一度も本町を訪れたことのない全国の方々からも継続的に寄附を集めることができます。そして、近隣の比較例として、同じ福島県内の猪苗代町は、人口約1万4,000人で令和5年度に1億1,750万円を受け入れています。そしてまた、人口約3,700人の只見町は2,564万円を集めています。いずれも自然、観光資源を生かした取組を進めた結果です。本町と同じ南会津の観光地型自治体でも、取組次第で大きな差がつくことが示しておられると思います。早急に取り組まなければ、住民税の流出が起こっており、回収をしなければ、大きな損失となります。こうした数字を踏まえて、3点具体的にお伺いいたします。

1つ目は、現地でのPRです。大内宿の駐車場、各店舗、湯野上温泉駅などに、ここで納税してネギそばや宿泊に使えますと一目で分かる看板やQRコードを設置することで、感動の瞬間に寄附へとつなげる仕組みをつくるべきと考えますが、いかがでしょうか。

2つ目としましては、下郷町でしか体験できない体験の返礼品づくりです。茅葺き屋根の保存体験や温泉の特別プランなど、本町ならではの体験返礼品を充実させることで、全国の返礼品との差別化が図れます。具体的な計画を伺います。

3つ目は、目標数値の設定です。本年度はもう難しいと思いますが、令和9年度中に受入れ額、例として3,000万円とかという目標設定をすることによって達成に近づいていくと感じますが、そういった数字は明確に示していただけますでしょうか。

以上です。

○議長（湯田健二君） 答弁を求めます。

町長、星學君。

○町長（星學君） まず、星和志議員の1回目の再質問ですが、私が町長に就任した時点のふるさと納税の納付金は100万円以下だった。これでは、税収が減収していく傾向にある中で町の財政も大変だということで、しっかりとふるさと納税の寄附金が多くなるように頑張ってもらいたいということを申し上げたことがありました。それからずっと金額は多くはなっているのですが、6年度の納税額で1,000万円は超えなかった。7年度でようやく1,000万円を超えたということになってきたので、最初に私が就任したときには100万円を超すようにと、それが1,000万円までになってきたというのは、ある程度のPRして効果があったのではないかと私は感じていますが、単純に納税する方、返礼品を期待している方は、例えば南会津町ですと酒の酒造元が4か所あるのです。只見もねっかというものもありまして、そうした考え方も一つの宣伝方法としては、今福島県が鑑評で1位取ったなんていう情報がどんどん流れていますので、そうした返礼品がないことも一つの原因なのかなという感じは私はしています。ただし、南会津郡は4町村が合併していますから、その4町村で割ると、私たちのほうの町とはあんまり差はないのです、実際言って。だから、そういう返礼品ができれば、それは確かに増えるかもしれま

せんが、全国でもいろいろのやり方あるのです。返礼品をほかの町村から持ってきて返礼品とするのが自治体もあって、そういう自治体はどういう考えを持ってやっているのかと、要するにふるさとを応援するという気分じゃなくて、いや、金を入れてもらえばいいのだと、寄附してもらえばいいのだって、そういうもう国の考え方と逆行するような考え方で、これは裁判かけたけれども、結局は勝ったのだよね。そういう傾向もあるので、そういうやり方がいいのかどうか私は分かりませんが、やはり地元の産品を利用していただくということが基本でないと、これは困るのではないかと。確かに大きな市ですと、それに携わる職員はかなりいると思います。ですから、そういうところがやっぱり違いがあるのではないかと私も思っていますし、磐梯町ですとカメラのレンズが1人50万円とか、100万円とかという、そういう返礼品あるので、5億円とか6億円になるのだと言っています。それから、県内で見ますと、1位、2位、3位の市町村は、やっぱり何といっても肉類なのだね、5年、6年。福島市だと果樹、これ桃の産地ですから。こういうものをやっぱり返礼品とすれば、14億円、6年は21億円という。いわき市は海産物でしょう。これ当然海産物は、日本人の好みです。こういうところはやっぱり上位に来て9億円。本宮市は、これはビールなのだ。アサヒビールの返礼品ではないかと思うのですが、これが9億円になっている。それから、白河市も牛肉なのだよね。果樹はあんまり聞いたことないのだけれども、牛肉。それから、いわき市が令和6年で3番目になるのですが、海産物と。いろいろな地域によって、その有名なものがやっぱり返礼品と、返していくということですので、そうしたところが納税者にとっては魅力的なのかなと思います。ですから、これからもやはりその辺を十分に考えながら仕事をしていくということも大切だと。

大内宿でPRしてということですが、私は大内宿に来るお客さんの関係者は、はっきり言ってそういう宿場町を見る、ネギそばを食べる、これが目的なのです。だから、返礼品にということになると、なかなかそこで書類を書いてというようなことにはならないのではないかと。ただ、書類を渡す、そういうことを宣伝することについては、何ら問題がないと思いますので、そうした方向をやっていく。体験型の返礼品、これも必要、確かにそうです。ただし、体験型もいろいろなやり方があるので、そうしたところを研究しながら、準備をしていく。準備をして、1回目でその批判をしされたら、これは来ませんから。だから、体験型については十分な対策というか、対応策を練ってからやるべきではないかと思っています。

目標数字は、これは切りがないのです。相手がいることだから。そういうふうなことで、目標数字は決めることができないと思います。ですから、大いにこれから、1,000万円ようやく超えたので、今年の金額以上に頑張ることが我々の仕事と思っていますので、ご理解いただければと思います。

以上です。

○議長（湯田健二君） 8番、星和志君。

○8番（星和志君） 1つ目の質問について、こちらはもう書類ではなくスマホで登録して、すぐその場でクーポンが下りるので、今も多分やっていると思うのですけれども、それ

をもっとお客さんが分かりやすく、見やすくどう誘導するかということに、町としてはどう誘導して、ちゃんとふるさと納税につなげていけるかということをやるかかどうかという質問でした。書類は要らないので、それについての広告、誘導をどうするかということです。

そして、2つ目は、これは失敗すれば、もうまた来なくなってしまうという体験型の返礼品なのですが、挑戦しないと結局成功につながらないので、失敗してもやり続けることしかないと思うので、ここは失敗を恐れずにちょっとトライしてほしいです。

そして、3つ目の目標数値は、相手がいることだから決められないというのは、それ商売上、商売ではないのしょうけれども、目標数値立てないと結局行動に移せなくなってしまうので、町長が目標を掲げないと誰も動けなくなってしまうので、そこはうそでは駄目でしょうけれども、みんなを奮い立たせるためにも、ちょっと数字は決めていただきたいと思います。無理のない、無理あるぐらいのほうがいいのしょうけれども、どうでしょう。

○議長（湯田健二君） 答弁を求めます。

町長、星學君。

○町長（星學君） 電子クーポンも施設側、あるいは土産品店側だとか、いろいろあると思いますが、この数を増やさないと駄目です。ですから、現金でないと駄目ですという施設側もあるのだろうし、これを増やしていくということを理解していただいて、その窓口でやっていただくということが肝腎なPRではないかなと思うので、まずは施設を利用して、施設側で対応していくようにこれからも進めてまいりたいと、こう思います。

体験型チャレンジは、やはり一番大切なことは、1回体験型チャレンジしたときに、ああ、よかったなというようなことがあれば、それがますます増えてくるのではないかなと思うので、1つは今鶴ヶ池のガルテン辺りで1棟でも空いたら、体験して、そこで何かをやるということも必要だなという感じは受けていますので、こういうことも徐々にやっていくことから始まれば、一番体験型の返礼品というかな、そういうことが増えてくると思います。

それから、数値目標ですが、先ほども言ったように今年以上の数字というようなことです。数字の金額は示さなくても、1,300万円以上を目指しましょうということが理解できると思うのです。7年度で1,300万円ちょっと出ていますから、それを超えるようにやる。やっぱり負担です。職員の負担ですよ、これ。実際仕事をしているほうでは、幾らになるのか、そういうのを想像もつかないのだから、だからそういうことではそんなに目標値を決めなくても、今年度は昨年度、7年度で達成した金額よりは多くしましょうというようなことでよろしいのではないかと私は思っています。

以上です。

○議長（湯田健二君） 8番、星和志君。

○8番（星和志君） 1つ目の質問では事業者を増やしていくことが大切だという、そのとおり大切です。そして、増やしたところで、例として少なく見積もって80万人の1%だとして8,000人をどう取りこぼさないかということで、そのお客の誘導広告をどう取り入

れるかということが大事だと思うのです。そちらにどう力を入れていくかというのが今後の課題だと思います。

そして、2つ目は、町長がガルテンなどを利用したらどうかということで、それはすぐいい考えだと思いますが、ガルテンは町外の人なので、このガルテンの人に逆にその意見を募ったらいいのではないかと今思いました。どうしていけばいいのかということ。

そして、3つ目としては、1,300万円以上の納税額があればいいのではないかと、職員の負担なのではないかということですが、これ町の収入に関わることなので、負担と考えてはまずいのではないかなと思いました。1,300万円、多分700万円か800万円ぐらいの税収になると思うのですけれども、これは逆に職員の仕事なのではないかと、やっていくべきものではないかと思いました。

それで、ちょっとまた次の質問に入っていいですか。次の質問ではなくて、再質問。これはこれで終わって、再々質問をちょっとさせてください。下郷町では、金子牧場のヨーグルトが一番売行きがいいようです。そして、金子牧場は家族経営でやられているので、生産量が、応募があっても追いつかない状況があるのかもしれませんが、現状応募数と生産量というのはどのような状況下にあるかというのは、今分かりますか。

○議長（湯田健二君） 答弁を求めます。

町長、星學君。

○町長（星學君） 電子クーポンの件とガルデン利用。ガルデン利用は、ちょっとした体験型にはいいのではないかなと思っています。電子クーポン券で、大内に来た人の何%かということは、要するに大内はこの前の5月の連休のときで10日間で4万7,400人ぐらい入っていると。バイクが、駐車場無料だから、5万人来ているのかなという感じはします、10日で。1万人でしょう。1万か5,000人来ている。そうすると、電子クーポンでこれをするというのがなかなか時間的に忙しくて、もう10人ぐらい働いているところもある。店先で買うか、買わないかのお客さんもいると。ここでのクーポンの宣伝、PRというのはなかなか難しい感じはするのだけれども、それならば駐車場から行く人、帰る人にPRの紙を配ったほうがいいのかなという感じはするけれどもね。

それから、数値は、結局皆さんがご存じのさとふるとかそういう4業者に頼んでいるので、負担はかからないと思いますが、やっぱり企画なのです。金子さんでもあそこの企画をもう一度見直して、もう少しヨーグルトのすばらしさ、チーズのすばらしさを研究していただくというようなことを、やっぱり何かの助成金を使うなり何かして、これ金子さんばかりではないです。そういうことを考えてやっていくような方法を、やっぱり产品开发だね、それをやっていくことが大切だと。時間がかかるのです、产品开发。何十年もやっていても、产品にならないで、たまたま大山祇の祭りだから、行った人にまんじゅう買ってきてくれと。あそこのまんじゅうおいしいのだと、昔の皆川まんじゅうの味がしておいしいのだと。買ってきてもらって、やっぱり食べたらおいしかった。だから、そういうあれが、产品开发でもそういう人を引きつけるようなものではないと駄目。だから、そこはやっぱりその事業者が頑張ってもらおうと。頑張ってもできない場

合は、ある程度の町の自治体の支援をしながらやっていくということもあるし、新しい品物を考えていくことも大切ではないかなと思います。そんなことで、会社に委託はしているけれども、職員の担当するほうもそれなりの苦勞もしているのではないかと私は感じております。

以上です。

○議長（湯田健二君） 8 番、星和志君。

○8 番（星和志君） 産品開発と今あって、町長先に答えてくれたのですけれども、それがうまくいかなかったら町の支援もあるのではないかとということで、自分はそれを聞いたかったのですけれども、生産量や開発ですか、家族経営なので、難しいところもあると思うので、それに設備投資などの町の支援もあったらいいのではないかとということをお聞きしたかったのですが、町長自ら言ってくれたので、やはり 1 位ということは下郷町で一番有名なふるさと納税のものなので、これをどうブラッシュアップしていくかということが一番近道のふるさと納税税収アップなのかなと思い、質問しました。

あと、本町では713ヘクタールの水田があって、コシヒカリの生産が行われているのですが、会津のコシヒカリは食味の評価が高く、本町の米も全国に売り込める可能性があるにもかかわらず、ふるさと納税の返礼品としてはちょっと弱いところを感じます。そこで、米の定期便、サブスクリプションの返礼品は、一度応援してくれた寄附者が毎月各月で継続して寄附してくれる安定した財源になります。下郷町で育ったコシヒカリとしての観光地のブランドと結びつけた戦略的な売り込みは、町長としてはどのように考えますか。

○議長（湯田健二君） 答弁を求めます。

町長、星學君。

○町長（星學君） 米の、会津米のことでおただしですが、湯川村は米で約 1 億円から 2 億円、多いときで 2 億円の返礼品あった。最近ちょっと落ちてきたようですけれども、そうした米の返礼品はやっぱり考えるべきだと。やっぱりあの当時湯川の村長さんに聞いたのだ、どうしてそういうように多くなっているのだと。始まりの頃だね、ふるさと納税。そこに携わった職員が農協さんとタイアップしてやって、その成果が現れているのだと。農協さんもそれなりのデータを持っている中で町に提供しながら、町はそれに対して支援しながらということではないかと思うのです。ですから、その辺は、米の生産地でもあるので、おいしい米がたくさん作っているわけなので、それはやっぱりもう少し力を入れてやるべきです。

それから、町のブラッシュアップについては、当然それをやらなくてはならないのだよね。私も金子さんは、ヨーグルトばかりではなくて、チーズばかりではなくて、肉牛も出せることがありましたので、肉牛を出す方法はできないのかということを金子さんとお話ししたことはあります。できるような感じは受け取ったのです、私も。だから、その辺をどのようにしてブラッシュアップ、あるいは肉牛が一番返礼品と多い、あるいは米が多いわけ。その辺を生産してくれる人たちに協力しながら、町も支援しながらやっていくことが 1,300 万円以上の返礼品につながってくるということだと私は思ってい

ます。

米のことですと、定期便でやっぱり出して、何回か精米にして送っていく。単価によって何回、10回で送るとか、2キロ分を10回送って20キロですというのが、3キロは10回送ること30キロになるわけだから、そうしたことをやっぱり粛々と進めさせていただきたいと思いますが、またそれも相手がいいますので、どういうPRを目指すのかということなので、これも一つ農協さんと考えながら、あと郵便のゆうパックで送っているそうだと、湯川村。ゆうパックのそのデータがあるのではないかなと思うのだけれども、その辺は情報ですから、聞き出すわけいかなないので、その辺は郵便局、農協、町とタイアップしながらやることも米の返礼品につながっていくのではないかなと思っていますので、そういうことをご理解していただければと思います。

○議長（湯田健二君） 残り10分を切りました。質問者、答弁者ともに簡潔にまとめるよう努めてください。

星和志君。

○8番（星和志君） ぜひぜひ来年度に向けて、町長、音頭を取ってよろしくお願いします。

では、以上で次の質問に行かせていただきます。雇用促進住宅計画地の放置と今後の活用策について。本町の人口は、1955年の1万4,979人をピークに減少を続け、2025年1月1日現在の住民基本台帳人口では4,792人となっています。2020年の国勢調査時の5,264人から僅か5年間で、さらに472人が失われた計算です。さらに、国立社会保障・人口問題研究所の令和5年推計では、2040年には3,151人まで減少すると予測されており、現在からさらに約34%が失われる見通しです。また、町内の事業所数は2014年の404事業所から2021年には大幅に減少しており、雇用の場も縮小しております。このような状況の中で、勤労者の移住、雇用促進を前提とした雇用促進住宅という計画は、現在の本町の実態に合わなくなっていると言わざるを得ません。加えて、当該土地は建設準備として自然転圧がかけられておりましたが、有効な転圧期間は既に経過しております。町の貴重な財産である土地が目的を失ったまま放置されていることは、町民の理解を得られるものではありません。以下の3点について、町長の明確な答弁を求めます。

現在の人口4,792人、2040年には3,151人まで減少するという推計、そして事業所数の減少が進む本町において、雇用促進住宅は時代にそぐわなくなっていると考えますが、町長の現在の認識を伺います。

2、自然転圧の有効期間を過ぎた当該土地の現状と地盤の安全性、管理状況についてどのように把握しているかを伺います。

3、この土地を子育て支援、高齢者福祉、防災拠点など、現在の課題に対応した形で有効活用していく具体的な方針を伺います。

一部現状にそぐわない分、勝手に削ってしまいました。すみません。

○議長（湯田健二君） 答弁を求めます。

町長、星學君。

○町長（星學君） 雇用促進住宅計画地の放置と今後の活用についてでございますが、この土地につきましては、これまでも議会一般質問の中で説明しておりましたが、地質調査

の結果、当該箇所の地質は保水性の高い粘土性土であり、隣接する県道高岡田島線から1メートル以上底地となっておりました。土地の有効効果利用を図るため、排水処理や盛土造成を行う必要性がございました。このため、令和2年度から4年度にかけて県事業に搬出した土砂を流用し、盛土工事を実施したところでございます。工事後は、自然転圧により地固め率を向上させ、地盤を安定を図るため、3年の養生期間として現在に至っているところでございます。なお、自然転圧の有効期限を過ぎるとおただしですが、特に転圧期間に実質的な有効期間はございませんので、その点をご理解いただきたいと思います。

まず、1点目の雇用促進住宅については、雇用保険事業の一環として整備する、移転就職者のための公共住宅賃貸住宅の制度でございまして、町の就労状況、雇用の場の現状から鑑みると、現在の町ではこの事業制度にはそぐわないではないかと考えております。当時、平成17年度の第4次下郷町振興計画の中でも、生活環境計画でひょっとしてそういうことを書いてあるかもしれませんが、今の現在を考えた場合に、町としてはそぐわないのではないかと考えております。また、国の行政改革に伴い、雇用促進住宅整備事業はさきに廃止されているようでございまして、今後の住宅支援策としましては、いわゆる定住促進住宅の整備は以前町でも実施しました宅地分譲整備が考えられるものと感じております。これらに伴いまして、昨年度、県道高岡田島線との段差解消のために側溝水路整備や給水管の布設工事費用の算出を行いまして、概算では3,500万円ぐらいかかるのではないかと見込んでおります。

2点目の当該土地の現状でございしますが、自然転圧の期間につきましては、3年程度を計画しておりますが、軟弱な地盤であったことから、養生期間が長いほど地盤の安定性は向上するものと考えております。このご指摘のとおり、例年雑草等が増えておりますので、町としては定期的な除草と現場の安全確認を行ってきているところでございます。特段と地盤の劣化や周辺環境への影響は確認しておりません。

また、子育ての支援、高齢者福祉、防災拠点など、現在の町の課題に対応した土地の有効活用とおただしでございしますが、時代の変化、課題に即応した今後の土地の利活用につきましては、大変重要なことと考えております。都市の取得後、地質調査の実施など脆弱地盤への対応、暗渠排水の設置、さらには盛土工事や養生期間を設けるなど、様々な経過事案に対応してまいりましたが、議員おたなしのとおり町の状況、現状も変わってきているところであります。ただし、新たな活用の方向性となりますと、この土地につきましては、当初より農用地の転用許可を受けている経過もございしますので、基本計画の変更並びに変更申請手続など、今後県との協議が必要となってまいります。これらを踏まえながら、今後さらに検討してまいりたいということでございます。ご理解ください。

○議長（湯田健二君） 8番、星和志君。

○8番（星和志君） 1番の質問としては、そぐわないということで、同じ考えでありました。

そして、2番が転圧は長いほうがいいということで、道路の地盤なので、了解しまし

た。

そして、3番はこういった活用も重要なことと考えているということで、前向きな答弁ありがとうございます。そして、こちらの土地は、やっぱり変更になると補助金返還など、そういったハードルが出てくると思うのですが、こちらの計画を、先ほど言った3番の定住促進や福祉、防災へ転換するに当たって、補助金変更協議をどのように進め、返還リスクをどのようにクリアしていく、やるとすればですが、そういったものをクリアしていくのかの考えはあるかどうかお伺いします。

○議長（湯田健二君） 所定の時間を超過しておりますので、この質問の答弁まで許可します。簡潔にお願いします。

○町長（星學君） これから行くと、補助事業で行う以外にないのです。それで、補助事業の率がどのくらいの率だか分かりませんが、その事業の内容によってですが、その残りが起債なのです。起債を借りて、過疎債を借りてやると。今の町、郡内の町村でも非常にお金のかかっているのが消防署の改築だとか、新築だとか、それから環境衛生の建て直しだとか、それから会津鉄道の新しい列車の構築と、こういうことが過疎債で借りられますよと。特に今度は小学校の統合で校舎を改築しなければならない、これも過疎債で借りられますよといったら、この3つ、4つの過疎債で、今の過疎債にプラスすると、これ県では貸さないです。ですから、これは定住促進につなげるものとして、もう少しかにしたらいいかと。ただし、利用するのには側溝と、水道と、排水をつけないといけない。これだけは9年や8年の補正で取れるかどうか、この辺は心配ですが、この辺をしっかりとっておけばいつでも対応できるという状態にすることが一番今やるべき仕事だと思います。

以上です。

○議長（湯田健二君） 答弁漏れはございませんか。

○8番（星和志君） はい。

○議長（湯田健二君） これで8番、星和志君の一般質問を終わります。

次に、10番、山名田久美子君。

○10番（山名田久美子君） 議席番号10番、山名田久美子。通告書に基づき、一般質問をいたします。

1点目、公共施設への防犯カメラの設置について。近年、様々な犯罪により命を奪われたり、大けがを負わされたりするケース、強盗被害に遭うケースなど、毎日のようにテレビなどで見受けられます。防犯カメラが証拠になっていることや犯人の逃亡先捜査にも役立っているとの報道。ニュースなどでも、防犯カメラの映像をよく見ることもあり、この防犯カメラが捜査に役立つとともに、犯罪防止の抑止力にもつながるものです。観光のまちとして全国各地から、さらには海外からの観光客が多く、観光地のある地区では、見たことのない方、外国の方が歩いていたりしても何ら不思議でもない状況になってきております。そのような中だからこそ、特に公共施設の観光施設への防犯カメラの設置が必要と考えますが、現在の町公共施設、観光施設への防犯カメラの設置状況はどうなっているのか伺います。答弁よろしく願いいたします。

○議長（湯田健二君） 答弁を求めます。

町長、星學君。

○町長（星學君） 10番、山名田久美子議員のご質問にお答えします。

大きな1点目の公共施設への防犯カメラの設置についてでございますが、現在の公共施設及び観光施設への防犯カメラの設置状況につきましては、下郷中学校は屋外カメラ2台、江川小学校では屋外カメラ3台、旭田小学校では屋外カメラ2台、檜原小学校は屋外カメラ2台を設置しております。観光施設につきましては、町並み展示館は屋内カメラ2台、下郷町物産館は屋内カメラ2台、養鱒公園は屋外カメラ2台、道の駅しもごうは屋内カメラ6台、野外カメラ2台を設置しております。防犯カメラの設置につきましては、議員おただしのとおり、防犯防止の抑制力や事件、事故発生時の早期解決などにつながる有効な手段と認識しております。しかし、その一方で、プライバシーの問題やその設置場所、肖像権の配慮なども含め、慎重に検討する必要もあるものと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（湯田健二君） 10番、山名田久美子君。

○10番（山名田久美子君） 再質問いたします。

この件に関しましては、10年前になるのですが、平成28年6月議会での私の議員として初めて一般質問で取り上げさせていただいたものです。そのときに、確かに答弁の中に江川小学校に設置ということの答弁があったのです。そのとき1校だけだったのです。今町長の答弁をお聞きしますと、下中、江川、旭田、檜原、学校に屋外、それからあと町並み展示館だとか、物産館だとか、結構町の公共施設のところへの防犯カメラが増えているのだなというのを実感いたしました。

私がこれ10年前に何で質問したかと申しますと、当時湯野上温泉駅、足湯できていたのですけれども、近くに自転車置場がありまして、その自転車に放火をし、足湯に投げ込まれたという事件がその前の年にあったのです。そのときに、やはり近くに茅葺き屋根の駅舎があること、民家があること、それがやっぱり危険だなということもあってライブカメラは設置されているのですが、録画機能ないのです。たしか今もないですね。そういった点も含めて、やはりこれ会津鉄道なんかとも関係してくると思うのですけれども、湯野上温泉駅であれば、その辺も含めやっぱり必要なかなというふうにも今でも考えているのです。ですから、私たち、観光客の安全確保、それから子どもたちの安全確保を目的としたものではないって当時答弁されているのですけれども、やはりこういった防犯カメラの設置については、抑止力にもなる、確かにプライバシーだとか、肖像権云々かんぬんあるのですが、今放映されているのを見ますと、まずはっきりしないときにはモザイクがかかっていますよね、顔に。やっぱりそういった形で必要なときに必要な防犯カメラを警察は見ているのです。あらゆるところ全部を見ているわけではないのです。だから、そういう意味でもあんまりちゅうちょせずに、プライバシー、肖像権もあるかと思うのですけれども、やはりいろんなところに設置していただければというのは現状として思っております。ほかに民間業者の施設設置状況というのは、当時は調査しますということでの答弁だったのですけれども、その後調査とかどのように

なさったのかお伺いいたします。

○議長（湯田健二君） 答弁を求めます。

町長、星學君。

○町長（星學君） 湯野上温泉駅の防犯カメラ設置をというおたかしでございしますが、ライブカメラは線路側のほうから駅舎のほうに向かってついてあるので、正面所からの防犯カメラはないのです。ですから、これは今後人の集まる場所でもあるし、観光客の入り込み数が多いので、これは会津鉄道と協議しながら、設置の方向へ考えていきたいと思ひます。

以前湯野上温泉駅の駅前、駅の入り口と改札口のほうで、ちょうちんつけたことあるのです。そうしたら、全部取られてしまった、ちょうちん。魅力的なちょうちんだった。それで今の形になった。それが有線放送つけたら、それも取られてしまったという経験が私はありますから、ぜひその辺は設置に向けて考えていければと思ひますので、ご理解いただきたいと思ひております。

民間の防犯カメラについては、調査する、あの当時は防犯カメラ、民間がつけた場合は補助みたいなのがかった、国の。そうしたところで、商工会のほうからそういうお話がかったことは事実でございしますが、実際あの時点で調査したかどうかについての記憶は今ありません。ただし、調査するか、しないかは別として、民間ですから、それは私のほうでつけていただきたいというのはやまやまですけれども、民間の人たちが考えていただければ、それはいいのではないかなと思ひます。

以上です。

○議長（湯田健二君） 10番、山名田久美子君。

○10番（山名田久美子君） 今、会津鉄道とのお話をしをして話を進めていきたいということでしたので、やはり湯野上温泉駅にかなりの観光客が今来ております。今ましてやS L走っていますので、相当のお客様がいらして、危ない場面も結構あるのです。そういったものもありますので、やはりこれからどんどん海外の方とか増えてきます。隣の足湯においても、やはりいろんなことあるのです。子どもが中で遊ぶとか、お風呂に入る形でつかっている場合もあるのです。そういったのもあって、我々見ていて注意することもあるのですが、それだけではなく、やはりこういう防犯カメラをつけることで抑止力にもつながると思ひますので、その点は会津鉄道と相談しながらやっていただければなと思ひますので、その点はよろしくお願ひいたします。

それと、あとやはり民間に対してどうのこうのというのは確かにあるのかもしれませんが、一般家庭でもやはりつけたいなと思ひ方は中にはいらっしゃると思ひます。例えばそういったところに対して、民間事業者であれば、国の当時補助がかったということなのですけれども、現在はないのですよね、たしかそういった。だから、もしそういったものがあるのかどうかというのは、やはり国との連携になるかと思ひますので、その辺国のほうにも確認をした上で、もしそういう補助があるのであれば、商工会を通しとなり、あるいは民間事業者に対しての宣伝、こういうものがありますよというのはやっていただければ、あるいは個人に対しても、たしか補助金はなかったと思ひますので

れども、もしそういうのであれば、どういったものがあるかというのを出示して
いただいて、提示していただければと思うのですが、その辺はどうでしょうか。

○議長（湯田健二君） 答弁を求めます。

町長、星學君。

○町長（星學君） 民間の防犯カメラについては、もっと調査してから報告したいと思いま
す。了解願います。

○議長（湯田健二君） 10番、山名田久美子君。

○10番（山名田久美子君） 了解いたしました。どこでもいいですから、そういう補助があ
るのであれば、やはり皆さんもつけやすくなるかと思いますので、その点よろしくお願
いいたします。

続きまして、次の質問に入らせていただきます。通学費の助成についてです。町では、
今年度から、町外に通う高校生の通学費助成を開始したところであります。特に会津若
松市の高校へ通う生徒の保護者にとっては、燃料費や物価高騰の中で、月2万円以上か
かる定期代に補助がなされることに喜びの声が多く聞かれております。そのような中で
すが、当町内には会津若松にある公立、私立の中学校に通う生徒が何人かおられます。
家庭事情もさることながら、大人数での中での競争力を求めるために、町内の公立中学
校ではなく、会津若松市の中学校を選択したようです。これらの家庭では、やはり通学
費に頭を痛めているようです。中学校とは義務教育であり、会津若松市にある会津学鳳
中、ザベリオ中へ通うことは制度としても認められており、町としても入学祝い金を支
給しております。そのため、ぜひとも大きな心を持って、高校生同様に町外中学校へ通
う生徒への助成をすべきと考えますが、町長の考えを伺います。

○議長（湯田健二君） 答弁を求めます。

町長、星學君。

○町長（星學君） 大きな2点目の通学費の助成については、まず教育長より答弁させま
すので、よろしくお願いします。

○議長（湯田健二君） 教育長、湯田嘉朗君。

○教育長（湯田嘉朗君） 山名田久美子議員のご質問にお答えいたします。

大きな2点目の通学費の助成についてでございますが、まず今年度より開始いたしま
した高校生の通学費助成につきまして、保護者の皆様から多くの感謝の声をいただい
ていることは、町としまして大変喜ばしく、また意義のある施策であったと再認識した
ところでございます。議員おただしの町外の中学校へ通学する生徒への助成拡大につい
てでございますが、町としましては、高校生と中学生では置かれている環境が根本的に
異なるという認識の下で現在の制度を設計しております。本町には現在町立の中学校在
存在しており、全ての生徒に対し、身近な地域で義務教育を受ける環境を整えておりま
す。一方で、町内には高校が1校もございません。そのため、高校進学を希望する全て
の生徒がいや応なしに町外へ進学、通学しなければならないという地理的な制約がござ
います。今年度開始しました通学費補助は、こうした町内に学校がないために生じる不
可避な負担を軽減し、教育の機会均等を確保することを目的としております。中学生に

つきましては、町内に学びの場がある中で、ご家庭の教育方針等により町外の学校を選択されているものであり、これは高校生の通学事情とは性質が異なるものと捉えております。町といたしましては、町外の中学校を選択されたご家庭に対しても、多様な選択を尊重する観点から、既に対象を広げて入学祝い金を支給するなどの支援も行っているところでございます。繰り返しになりますが、現時点では町内に学びの場がない高校生へ支援し、教育の機会均等を確保することを目的としております。一方で、町内小中学校の教育環境をより魅力あるものにしていくため、現在義務教育学校の設立を目標に検討を重ねておりますので、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

以上です。

○議長（湯田健二君） 10番、山名田久美子君。

○10番（山名田久美子君） これ私も担当者に聞いたときには、そういう話は戻ってきたのです。なぜ町外に行く中学生に出ないのかというのは、やはり下中という町内に公立の中学校があるから、町外に行く人には出していないというのは聞いておりました。ただ、なぜ今町外に出ようとしているのか、その辺もきちんとやはり分析していかないと、実際に学校に通わせるために、もう町外に引っ越した人も結構いるのです。県外にも行っている人います。やはりそういったところで子どもたちの数も減っています。そうすると、その父兄というのは大体40代です。そういう人口も減っているのです。そういうことを考えますと、先ほど学校、いわゆる学習の機会均等を図ってというようなことですが、どちらに行ったとしても、やはり義務教育である以上、教育を受けるというのは子どもたちにとってあるべき姿なのではないのでしょうか。実際に今現在町外に通学している中学生、高校生というのは何人いるか把握されていますでしょうか。その辺お聞かせください。

○議長（湯田健二君） 答弁を求めます。

教育長、湯田嘉朗君。

○教育長（湯田嘉朗君） 申し訳ございません。ただいまのご質問でございますが、高校生につきましては、一応若松方面に対して約90名、田島方面に30名というような形で捉えております。ただ、中学生に関しましては、申し訳ございません、正確な数を捉えておりませんでした。今年度につきましては、5名の生徒が学鳳中学校とザベリオ中学校のほうに進学をしているというところでございます。

○議長（湯田健二君） 10番、山名田久美子君。

○10番（山名田久美子君） 3年間ですよ。例えば今中学1年生、今年は5名とおっしゃいましたけれども、2年生は去年入っているのです。いつも3月のときに報告していただいているのです。どこどこに何人、どこどこに、それは高校のほうなのですかけれども、やはりそれは子どもたちがどこに進学しようと、下郷に住んでいる学生、生徒がどこに行ったかというのは、これやっぱりきちんと把握すべきなのではないのですか。それは教育委員会の仕事ですよ。やはりそこをきちんとやっていただきたいです。

（「それは、流れがそういう質問しないと駄目だよ」の声あり）

○10番（山名田久美子君） だから、その辺も含めて……

(何事か声あり)

○10番(山名田久美子君) いや、それとはつながりますよ。やはり義務教育なのです、中学校というのは。それに関して、やはり受ける権利が子どもたちにはあるわけです。だから、町外に行ったから通学費は出しません、そういう考え方だけでいいのかどうかというのを私はさっきから聞いているのです。そんなに狭い心の持ち主の方ばかりなのでしょう。そういうところをきちんとしないと、やはりもうほとんど若松に転出します、県外に転出しますという方々が結構いらっしゃるのです。大内宿の中でもいらっしゃいます。やはり若松から親は通えますから、学校に出すために転出しているのです。やっぱりそういう方もいらっしゃるのです。そういうことも考えれば、やはり住み慣れた下郷から通いたいという子どもたちというのは結構いると思うのです。今町内に通っている中学校、小学校の子どもたちに通学補助というのはたしか出ていますよね。それは幾ら出しているのでしょうか。その辺伺います。

○議長(湯田健二君) 教育長、湯田嘉朗君。

○教育長(湯田嘉朗君) まず、最初におわび申し上げます。中学生の会津学鳳、それからザベリオ等の町外へ進学している生徒の数でございますが、誠に申し訳ございません。これは確認はすぐできますが、今時点で確認していなかったこと、大変申し訳ございません。おわび申し上げます。後からすぐに調べてお知らせしたいと思います。

なお、現在の通学定期代、これについては次長のほうから答弁させていただきます。

○議長(湯田健二君) 教育次長、玉川清美君。

○教育次長(玉川清美君) 今ほどの山名田議員のご質問でございますが、小学校、中学校の児童生徒に関する通学費の補助でございます。小学校は4キロ以上、中学生にしましては6キロ以上の児童にしましての補助を支給してございますが、こちらのデータは6年度末の実績で報告させていただきます。小計が小学校では75名で362万2,970円、中学校生徒が54名で533万1,230円、合計で129名で895万4,200円の支給となっております。

以上でございます。

○議長(湯田健二君) 10番、山名田久美子君。

○10番(山名田久美子君) これは、小学生4キロ以上ということは、一律の補助ではないのですね。児童によってキロ数が違うと金額も違ってくるという考え方でよろしいのですか。中学生もそうなのですか。

○議長(湯田健二君) 教育長、湯田嘉朗君。

○教育長(湯田嘉朗君) ただいまのご質問でございますが、これはそれぞれの通学する停留所間の料金が異なります。それに伴っての金額でございますので、一律ということではございません。なお、保護者負担の軽減を図るために、現在500円ずつ減額している状況でございます。今年度は、定期1回につき1,500円の保護者の負担をいただいております。これが500円ずつ減額し、3年ですか、ちょうど4年後になりますか、には全額補助というような方向で現在進めているところでございます。よろしいでしょうか。

○議長(湯田健二君) 10番、山名田久美子君。

○10番（山名田久美子君） 今は父兄が1,500円の負担ということは、これは距離数に関係なく、児童生徒全てお一人につき1,500円親が負担すればいいという考え方でよろしいのですね。

○議長（湯田健二君） 教育長、湯田嘉朗君。

○教育長（湯田嘉朗君） 大変申し訳ございませんでした。小学校の1年生から4年生までにつきましては、全額補助でございます。5年生から中学生までの自己負担が生じているというところでございますので、ご理解いただければと思います。この経緯につきましては、分校がなくなってバスによる通学となったところから、1年生から4年生までは全額町のほうでの補助というふうになったように聞いております。

○議長（湯田健二君） 10番、山名田久美子君。

○10番（山名田久美子君） これが1年から4年は全額補助、5年生から中学生までが、親の負担が1,500円ということ、これ1か月ですよ、定期代ということでおっしゃっていましたので。やはりこれだけの補助をされているのであれば、若松に通っているのは数名ですよ。町に中学校があるから、そのある学校に通わないからということで補助をしない、本当狭い考え方だなんてすごく私は思うのです。やはりいろいろとあるかと思っています、確かに。公立の中学校があるのだから、そこに出るのが当然という考え方があるから、こういうのが出てくるわけですよ。今3校が、下郷の小学校が統合すると言っているながら、やはりこれでこのまま小学生の数も増えるのかな、逆に減るのではないかな、本当にしますよね。皆さんやはり大人数で勉強したいというのもあって、今町外へ出ていく方って結構多いのです。その辺のことも考えると、やはり町内に親御さんも住んでいるわけです。税金払って住んでいるのです。そういう人たちに対して、公立の学校があるから、町外に出た生徒には出しませんという考え方というふうに捉えてよろしいのですね。今の考えではそういうことですよ。だから、今後出さないですよということですよ。

○議長（湯田健二君） 答弁を求めます。

町長、星學君。

○町長（星學君） 二元代表制なのだから、議会と執行部は。だから、条例に基づいて出しているわけなのだね。そこを理解しないと、出すか出さないかではないのだ。条例に基づいて出しているわけだ、補助しているわけだ。それから、義務教育学校だから、どこの中学校へ行ってもいいということの考え方もあろうかと思いますがけれども、町の考え方としては地元の学校に出していただきたいというのがやっぱり本音です。だけれども、家庭ではいろいろの考え方があるのでしょう。学校教育だけが問題ではなくて、生活環境の問題もあるのです。ですから、そこをお互いに、二元代表制なのだから、考えていくことが大切だと私は思っています。

以上です。

○議長（湯田健二君） 10番、山名田久美子君。

○10番（山名田久美子君） 二元代表制とおっしゃるのであれば、この条例を変えるという気持ちはないのですね。

○議長（湯田健二君） 答弁を求めます。

町長、星學君。

○町長（星學君） 今のところは考えがございません。

○議長（湯田健二君） 10番、山名田久美子君。

○10番（山名田久美子君） 分かりました。今のところ変えるつもりもなければ、補助はしないということで答弁をいただいたということで、私の一般質問を終わります。

○議長（湯田健二君） 答弁漏れはございませんか。

○10番（山名田久美子君） はい。

○議長（湯田健二君） これで10番、山名田久美子君の一般質問を終わります。

ただいまより休憩します。（午前11時19分）

○議長（湯田健二君） 再開します。（午前11時30分）

教育長、湯田嘉朗君より発言を求められておりますので、これを許可します。

教育長、湯田嘉朗君。

○教育長（湯田嘉朗君） 先ほど会津若松へ通学している中学生の数ということで、改めて確認をさせていただきました。先ほどは本当に申し訳ございませんでした。

以前学鳳中等に進学した生徒でございますが、現在の2年生、3年生については全員高校へ進みまして、現在ゼロということでございます。そんなわけで今年度につきましては、今年入学しました5名の子どもがザベリオと学鳳中のほうに進学しているという状況でございます。誠に申し訳ございませんでした。

○議長（湯田健二君） 次に、9番、星邦一君。

○9番（星邦一君） 議席番号9番、星邦一、一般質問通告書により質問いたします。

未来ある生徒への投資による人口対策。人口減少や少子高齢化、これはほとんどの市町村が抱える問題で、簡単に解決できるものではなく、様々に知恵を絞り出した施策の展開が必要であり、町長をはじめとして、職員の方々も日々努力されていることに感謝申し上げます。特に人口問題に関しては、全国的に減少していることから、これを解決していくには人口の取り合いでしか解決しない状況になっていることから、非常に難しく、そのような中でこの下郷町に住んでいただくためには、当町の町民や当町出身者だけではなく、当町に縁のない方も含め、多くの方々に魅力ある町であることを知っていただかなければならず、それにはより特徴ある、言い方を換えれば奇抜な施策の展開が必要であり、将来につなげていくためには若い世代、子育て世代、そして子どもの人口を増やしていくことが不可欠です。そこで、この施策の一つとして、下郷中学校の生徒会役員に、夏休みや春休みの期間を利用し、町費によって海外研修の場を与えてはいかがでしょうか。未来ある子どもたちへ思い切った投資をすることによって、子どもたちに世界を学ぶ環境を与えることができ、また町外、県外からも注目が集まり、下郷町への移住につながる可能性もあると考え、提案いたしました。町長のお考えを伺います。

○議長（湯田健二君） 答弁を求めます。

町長、星學君。

○町長（星學君） 9番、星邦一議員のご質問にお答えします。

大きな1点目の未来ある生徒への投資による人口対策でございますが、コロナ禍が収束して以降、産業競争力や労働条件の質の面から首都圏の人口吸収力が高まる中、少子化も国の見通しを上回るスピードで進行することが予想され、本町は中山間地域という地理的条件や冬期間の積雪など、首都圏と比較して子育て、定住といった意味では不利な条件もございます。少子高齢化により人口減少が進む本町において、子育て支援や住宅促進対策につきましては町の重要課題と認識して、第7次総合計画でも主要施策として位置づけ、きめ細やかな各種施策に取り組んでおるところでございます。町では、これまで子育て祝い金の拡充、学校給食の全額補助、保育料の負担軽減などの事業を実施していましたが、さらに本年度からは高校生の通学支援補助を開始し、子育て世帯の経済的軽減負担に努めておりますので、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

なお、中学生の海外研修につきましては、教育長より答弁させますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（湯田健二君） 教育長、湯田嘉朗君。

○教育長（湯田嘉朗君） 9番、星邦一議員のご質問にお答えいたします。

現在、下郷中学校の生徒につきましては、外国語指導助手、ALTと申しますが、から指導をいただいているほか、身近なところに英文化体験ができますブリティッシュヒルズがございます。そこへ体験型滞在研修というものを毎年全学年で実施しております。生徒の異文化理解や外国語によるコミュニケーション能力の向上に努めているところでございます。今後は、オンライン交流なども含めた様々な手法を用いて、本町の子どもたちにとってよりよい学習の機会の確保に努めるなど、国際教育を推進してまいりたいと考えております。議員おただしの海外研修等の実施につきましては、事業費の確保や引率体制、研修内容など、様々な課題について十分な協議が必要であると考えております。また、近年は世界情勢の大きな変化や感染症、渡航費用の高騰、特に安全確保の面では慎重な対応が求められると考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

○議長（湯田健二君） 9番、星邦一君。

○9番（星邦一君） ありがとうございます。今答弁でブリティッシュヒルズとか外国人が中学校に来ているということでの話なのですが、本場の外国、特に英語圏域の国に行つて研修するということは、本当に生徒たちの英語力、学力ですか、こちらのほうもかなり力を入れて行かなければならない、そして生徒も先生も本当に本気で行かなければならないと私は思うのです。提案して、生徒会役員ということで限定したのですが、今現在中学校は会長1人、副会長2人、庶務会計3名ということで、会長が男性、副会長が女の子、男の子、そして庶務が女の子1人の男2人ということで、6名体制で今生徒会役員をやっているのですが、生徒会役員を限定して行かせるということは、これは他の生徒の模範、そして大人への社会環境、これを経験する、そして生徒会役員になるには選挙、これで選ばなければならないということで、若い世代が選挙に興味を持つ、そ

して立候補して投票、こういったものに関心が高まると私は思うのです。そういった意味で、私はこうやって今の海外研修ということで提案はしたのですが、実際高校生バージョンで広島県の安芸高田市石丸市長、この人がやっていた、その市の高校生がやはり海外研修ということで、すごくユーチューブで反響があったのです。それを下郷町で、その中学校バージョンということで私はちょっと考えたのですが、なかなか今教育長も言ったとおり、海外遠征するにはかなり治安のいいところに行けばいいのですが、なかなか難しいのではないかとということでお話はあったのですが、こういう子どもたちを未来、本場の外国を見せれば、すごい反響で、町内外からも下郷町は本当に注目は得ると思うのです。そうすることによって人口を、下郷に住んでみたいなというふうな方々もいるし、先ほど同僚議員が言った、町外の中学校に行かないで、下郷で一生懸命勉強して、生徒会役員になって、海外研修行ってみようかという考えも来るかもしれない、そういった意味で私は提案したのです。そういったことで、なかなか今は若い子育て世代というのは会津若松とか、白河、西郷、そっちに行ったほうがいいのではないかと、子育てするのだったら、そっちのほうがいいのではないかとという話も聞いていますので、やはりこういったことを、町長、本気で考えてみてはどうでしょうか。

○議長（湯田健二君） 答弁を求めます。

町長、星學君。

○町長（星學君） 子どもたちの将来のことでこのような議論ができることはありがたいと思っています。また、特に289号甲子トンネルができてからは、白河地方に移住される方、住所を持っていく方が多くなってきました。若松は以前あったのですが、時間的にどちらかといえば白河のほうが近いかもしれないので、上がってきたという状態の中で、それでは町はどのようにしていくのかとか、子どもたちもどのようにしていくのかということは大切なことだと思います。以前海外研修をしようということで提案したのですが、何十年か前ですけれども、これは反対されてしまった。責任は誰取るのだ、何か起きたらということで、そういうことを言われれば、もうちょっと考えますよね。だから、そのときからもう既に海外研修はしない、予算計上しないと、学校にもそういう協力は申し込まないという考えになってきたのではないかと私は思っているのですが、今でも私はそれが思い出に残っているのです。ただし、今現在の中では、安芸高田市のことを申し上げておりましたけれども、義務教育の中ではどうなのかなと。高校生になるとまた別ですから、もう大いに海外研修も必要だと思っておりますけれども、義務教育の範囲の中ではどうなのかなという考え方もあります。ですから、もう少しそれを実施するまでには、町執行部と学校とのいろいろなやり方を考えて実行に移さないと、そういう場合のいざという場合になった場合どうするのかということも含めて協議していくことも必要です。実際議員の言われていることはよく分かります。我々だってそういうふうを考えていますけれども、そこは執行しているものについてはそういうものがあると、ちょっとしたことがあると、やっぱり中止したほうがいいのではないかと、避難を早くしたほうがいいのではないかとすることがありまして、そんなことがございますので、義務教育の中ではちょっと今もう少し教育サイド側と研究を重ねなければならないと私

は思っています。そんなことで1回目の答弁はここまでにします。

○議長（湯田健二君） 9番、星邦一君。

○9番（星邦一君） ありがとうございます。責任はどこに取られるのだというのと、それからもうしゃべりようなくなってしまうのだけれども、取りあえず今日の新聞にも書いてあったけれども、出生率がもうどんどん、どんどん下がってしまっていて、過去最低だと。子どもがどんどん、どんどん減っていくという話も報道されていますので、若い人たちを逃がさない、それには奇抜な施策をやっぱりやらないと、本当に下郷町に残らないと私思うのです。先ほど教育長が言ったブリティッシュヒルズなのですが、確かに以前は1泊だったかもしれないのですけれども、今、日帰りでやっていると思うのです。全校生徒が行っていますよね。そうすると、言っては悪いのですが、平均レベルで全てが行くということになっているのですが、やはり生徒の代表、私たちが若い頃中学校のころになれば、学級委員長もそうですけれども、頭のいい人が生徒会にいくのだというイメージが私はあるのですが、そういった高度な学ぶ機会を与えるには、優秀な子どもほど優秀なレベルの環境に送り込むといった、そういうのをやりながら地元にく置くという考えの下でやはりこれからはやらなくてはいけないのかなと私は思うのです。それで、今も若い世代が選挙にも全然興味がないということで、やはり選ばれた方がどこかに行けるのだとなれば、子どもたちは本気になって何かをやると思うのです。そうした場合海外研修、例えば今回私が海外研修って言いましたけれども、やはりそうではなくて、大きな大学を見せてくるとか、例えば東北大見せる、赤門の東京大学を見せると、そういったレベルある講義を見せると、そういったものも受入れ態勢がどうなるか分からないのですけれども、そこら辺も踏まえてやっぱり執行部側もそれを精査しながら、そうやって未来ある子どもたちにどんどん、どんどん学ばせる機会を与えたほうが私はいいと思うのですが、教育長、どうでしょうか。

○議長（湯田健二君） 町長、星學君。

○町長（星學君） 5月何日か忘れましたけれども、文科省行ってきたのだ、私、要望活動で。それで、義務教育学校系の財政係長という人が副大臣のところの説明に同席していた。福島県の加配の人数は、全国で一番少ないですよって言われた。財政を握っている、文科省の義務教育の財政を握っている課長さんがそう言った。それはそれでいい。先生足りないのだから分からないし。しかし、やっぱりそういうことをやるからには、いろいろなALTでも増やしても俺はいいと思うのです。そして、それを徐々にそうした海外の人との接触をします。あるいは、今議員がおっしゃったように上部の学校の視察をしますとか、勉強するとかというのが必要だと。だから、その辺から考えを直していかないと、義務教育制度も壊れてしまいますよ、吹き飛ばして。2040年には日本の人口が5,000万人しかいなくなるというのだから。今1億2,000万切っているのだがどうだか分からないけれども、福島県だって700万から800万の間でしょう。そうすると、徐々にそういうものが淘汰されて、学校もなくなれば、先生もいなくなればという状態になってしまうのだよね。だから、そのようにならないように持続的な地域をどのようにつくっていくかというのは、これから大変な問題なのです。ですから、一つ一つ解決するためには、そ

うした教育の問題でも加配の人数を増やしていただくとか、A L Tを増やしていただくこととか、研修をするとか、そういうものを徐々に学校側と執行部側で話していただいて、そしてよりよい学校生活ができるように、送れるように、地域のために残って私はやりますよという子どもを育てないと人は残っていきません。人口は減る一方です。やっぱりそこをこれから、福島県の総合教育の中でも地域をどのようにして考えていただくか、児童生徒を育てるかというのが一番のテーマになっている。そうでないと、みんな上部の学校へ行って、もう都会に行ってしまう。それは、統計上何が好きかという、今のパソコンやる人、プログラマーになるというのが一番多いのだ、今高校生で就職の希望先が。だから、みんな都会行ってしまう。都会というのは、そういう関係の機関に行ってしまうということになると、地方にはないのです、そういうところ。だから、残らないです、そうなる。しかし、そこは今言っているように、地域に残って頑張るのだという子どもたちを育てなければ、みんな出ていってしまう。親がそうだし、子どももそうだし、その孫も大人になれば、そういう考えが持たなければ、みんな出ていってしまう。それはそうだと思います、私は。しかし、そこを何とかやっていくのが我々行政であり、議会の議員の先生方であると思いますので、その辺は理解していただいて、いろいろな工夫して考えていくことが必要だと思いますので、予算措置については、教育については、私は減らすことはしないつもりで、いろいろなことで予算はつけているのです。そういう意味では下郷町は大したものだなって言われる学校の先生がいましたので、それは当然だと。教育については、予算が削らないという方針だから。それは、設備の問題は別ですよ。何億円もかかるようなのは、やっぱり年度をまたいで事業をしなければならぬから。そういう考えですので、ぜひ今後ともそうした学校教育課程の中に入れ込むように努力していただければと、こう私は現場のほうに声をかけてみたいと思います。

以上です。

○議長（湯田健二君） 間もなく正午となりますが、このまま会議を続行したいと思います。

9 番、星邦一君。

○9 番（星邦一君） ぜひ町長、行政と議員で策を練ってやりましょう、これは。そこでたまたま下郷から西郷に行った方が、下郷のほうの子育てはよかったという人も中にはいるのね。ということは、私らにしてみれば、西郷のほうがいいのかなという感じはするのだけれども、一旦住んでみると、下郷がよかったという方も中にもいるわけです。話聞いてみると、下郷のほうがいいよなという若い人たちもいるわけです。だから、そういう話が出れば、やはり西郷に行かないで、下郷で暮らして、子育てをしようという若い世代も出てきますよ。ですから、こういった今町長が言った行政と議会、そして町民、いろいろな策を練って、ほかに出ない、そういった施策をぜひやるように執行部のほうも考えてもらってやっていただきたいと思います。

○議長（湯田健二君） 答弁を求めます。

町長、星學君。

○町長（星學君） 今邦一議員がおっしゃった中身も、私も西郷に行った方から聞きました。

転出して行ったが、友達がいないって。そういう状態だから、休みのときはこっち来ているのだなんて、そういう話も聞きました、直接。ですから、子どもの問題は別として、本人からするとやっぱり今まで育って、付き合いがしていた中で生活することが一番だなという感じだから、そういう発言をしたのだと思っています。それはしょうがないです。住所をまた戻すか、うちを建て直すかとかということになると、また金がかかる。だから、兄弟が白河地方にいるから、そこに移るのだというようなこともあるし、そういうのはなかなか止めることできないのだよね。だから、やっぱり下郷町に住めばこういうことがいいことがあるのだよということをまず考えてもらうような方法を取っていくことと、教育についてはいろいろな勉強をして、地方で残って働きたい、頑張りたいという子どもを育てていただくということが一番今現在で考えていることはということだと私は考えております。よろしくご協力をお願いします。

○議長（湯田健二君） 9番、星邦一君。

○9番（星邦一君） それにはスピード感を持ってやって、若い世代が取られる前にこちらで施策を得て、ここに踏みとどまらせるといった教育方針、そしていろんな施策をやってもらいたいと私は思います。

それでは、大きな2番目、こちらを質問いたします。大松川地区の圃場整備事業について。大松川地区の圃場整備について、3月会議の一般質問では、今年は必ず申請をすると答弁されておりました。また、何年かかっても進まないために、地区住民の士気が下がってきていることを指摘しましたところ、町長自らが地区へ出向き、話をされると答弁がなされました。そこで伺いますが、今年こそは間違いなく申請されるのかどうか、地区住民の士気は以前のように取り戻され、高まってきたのかどうか伺います。

また、圃場整備を見越して、大松川地区では町の指導、支援の下で農業法人を設立しており、圃場整備事業申請の際の営農計画にも重要な位置づけになっていると思われますが、この農業法人に関わる方々の士気も下がり、その取組も年々減少してきております。圃場整備が完成すれば大規模農家となるこの農業法人は必須であり、町がしっかりと育てていく必要がありますが、町はこの農業法人の状況をどこまで把握し、これまでどのような指導を行ってきたのか伺います。

○議長（湯田健二君） 答弁を求めます。

町長、星學君。

○町長（星學君） まず、答弁の大きな2点目、大松川地区の圃場整備の事業でございますが、今年度6月の先週の金曜日に申請を出すべく手続をして、出しておるところでございます。新規採択希望ということで、この書類がそうです。これが県のほうに提出されて、農政局と、県と町と、それから国ということでヒアリングが行われるわけでございます。ぜひこの採択について、私は力を入れていきたいと考えておりますことをまず答弁申し上げます。

令和元年度に大松川地区において圃場整備事業説明会を開催して以来7年が経過し、その間計画的に説明会を開催するなど、町と区が協力、連携して取り組んできたところでございます。昨年末には圃場整備後の農地利用における営農計画書がまとまったこと

から、この4月には大松川地区農地整備事業推進委員会において内容について説明するとともに、今後の予定を共有し、早期の事業完了へ向け、確認するところであります。おただしのありました申請でございますが、先ほど私が答弁申し上げたように、6月、先週の金曜日だよな、何日だ、先週出したということでございます。そのことについては、採択になるように努力したいと思っています。

また、士気でございますが、この件にかかわらず、全ての事業において、町として地元の熱意が相まって成果が表れるものと私は考えております。ご指摘のありました令和5年10月の設立の農事組合法人、大松川ファームについてでございますが、設立時は説明会や経営に伴う勉強会等を改正しておりましたが、設立以降は大松川ファーム独自による企業を招いて勉強会や販売会の案内を行い、南会津農林事務所からは営農に関する指導、支援を受けております。

それで、農地事業整備につきましては、4年度から5年度の2か年で調査事業は終わったのだ。それから、令和6年度には審査を受けられるように準備を進めておりましたけれども、南会津農林事務所よりスケジュールの変更の連絡がありました。その理由は、大松川地区につきましては、起伏が大きいことにより盛土や切土が必要となることや、埋蔵文化財の試掘調査の結果から、史跡保存のための盛土が条件となった箇所があるなど、盛土規制法対象の事業になるとのことです。要するに盛土が置けるところの史跡の保存のためだったということで、ちょっと延びた。そして、令和6年度に盛土規制法というのができてしまった。所管する建設事務所との協議により、事業実施による影響範囲の指定や盛土、切土の各工法協議など手続が必要になり、当初に予定しておりました令和6年度の国の審査が困難となったため、全体スケジュールが1年もずれ込む。また、7年度は不採択だから、その見直しをしたわけだな、計画の。こういうことから遅れているということは、それは否めない。要するに、農事組合法人の状況につきましては、主な作付はネギ、あるいはブロッコリー等もありますが、令和6年、7年度の収穫時の労働力不足や出芽不良などの課題もあるようで、町といたしましては農林事務所をはじめ、関係機関の協力を得ながら、課題解決と営農及び運営に関する情報提供を行い、安定した事業が継続できるよう、支援を進めていきたいと考えております。

今後の計画としては、申請を出したので、私も今月中に国に出向き、そして採択できるように国の機関にお願いしていきたいと考えておりますし、既にその連絡を済んで、日程調整、時間の調整もしていただきましたので、ぜひ採択に向けて力を入れていきたいと考えておりますので、皆様方のご協力をお願いしたいと。

以上です。

○議長（湯田健二君） 9番、星邦一君。

○9番（星邦一君） ありがとうございます。ようやく申請ということで、大分かかりましたよね。それで、地区の人たちも申請が完了すれば、もう安心するのかなと思います。ようやく西郷から来るあのメインストリートが、カヤ畑が田んぼか畑になるわけですから、本当に念願かなってなるのかなと思います。

ただ、当初の面積、ここから、最終的にどのくらいの面積の申請になったかだけちょ

つと教えていただけますか。

○議長（湯田健二君） 農林課長、星敦史君。

○農林課長（星敦史君） それでは、今ほどの9番、星邦一議員のご質問にお答えいたします。

まず、令和元年度から計画のほうが始まりまして、令和元年度時点の事業計画書を見ますと50.5ヘクタールからスタートしております。これは、水田と田の合計の面積でございます。この面積が令和元年、2年、3年、4年とずっと50.5ヘクタールで調査と申請のほうを何とかできるように継続してやっておりまして、令和5年度にアンケート調査の結果を基に面積のほうが縮小されて、41.5ヘクタールとなっております。その後、先ほど町長からの説明のありましたとおり諸問題等を解決した結果、令和6年度末に22ヘクタールとなっております。その後一度22ヘクタールで面積のほうはほぼ確定したのですが、場所により巨岩が多い地域がございます。その部分と、県から、未相續地は整備後に換地できない旨の指導が入りましたので、昨年10月と11月に大松川地区において委員会のほうを開催しまして精査の結果、22ヘクタールで一度出来上がっていたものが、最終的には18.8ヘクタールとなっております。この18.8ヘクタールの内訳としましては、水田が9.6ヘクタール、畑が9.2ヘクタールでございます。

以上です。

○議長（湯田健二君） 9番、星邦一君。

○9番（星邦一君） ありがとうございます。大分減りましたね。ただ、あそこの辺はやはり丘というか、山もあるし、いろいろ湿地というのだから、林もいっぱいあるし、かなり大変な事業だなと思ったのですが、18.8ヘクタールということで、こちらにすればかなりの面積だと思います。畑と水田ですか、そちらでやるでしょうか、今後出来上がって、やはり下郷町、土地改良区がないので、町が指導しながら、関与しながら進めていっていただきたい。そして、大松川ファーム、農業法人ですか、その辺も何を作付するのかという、今多分ネギをやったりしているのですが、指導者がいないために、最初、去年だかおとしネギ作りを始めたのだけれども、インボイス登録がしていなくて、25%の課税やられて、もう赤字だったというのが去年もおとしもありました。インボイス取れば25%は取って、15%だけ払えば利益はあったのですが、そういったことも踏まえて、土地改良区がない、そして農業の農協、JAも全然見回りも来ていないということで、やはり農林課、これを主体にして指導していただきたいなと私は思います。ぜひ大規模農家、大規模農業法人になるので、この辺も踏まえて行政のほうで手厚く指導していただければと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（湯田健二君） 答弁を求めます。

町長、星學君。

○町長（星學君） 指導及び支援については、町としても十分やっていくつもりですが、まずはその農業法人、あるいは個人の方々の努力が必要だと思います。やっぱり前例の倉檜の圃場整備を考えると、実際、聞いた話ですよ、説明行った職員は一切口出ししなかったと。そのくらい地域の人たちにもう任せて、任せてと言うと悪いのだけれども、地

域の人が頑張ってくれたというような考え方があったようでございますので、それは指導はしますが、そこが一番大切なところです。やっぱりやる人が作業というか、生産する人が頑張っていて、そこに町が支援するというのは予算的なもの、あるいは係の者ということになりますので、そうしたやり方をしていただければと私は考えております。

○議長（湯田健二君） 残り時間が少なくなってまいりましたので、質問者、答弁者ともに簡潔にまとめてお願いいたします。

9 番、星邦一君。

○9 番（星邦一君） 圃場事業、これ今無償でやってもらっているということで、今ちょっと忘れたのだけれども、1 か所また新たに、南会津町かな、郡内で1 か所地区が基盤整備に手を挙げて、去年からやるようになったのかな、どこだか地区ちょっとさっきまでは分かっていたのだけれども、そういった意味で下郷町も今手挙げないと、本当にお金がかかるので、こういったことを集約できるような畑、田んぼ、こういうのを目指して、やはり農業の方々、やる方に詳しく話しして、座談会でも話しして手を挙げてもらう、そして基盤整備をやってもらう、これが本当に農業が潤えば本当にお金も回る、いろんな方々が回ってきますので、ぜひともそういった意味でも執行部のほうは宣伝というか、PR、説明をお願いしたいと思います。

これで一般質問を終わります。

○議長（湯田健二君） 答弁漏れはございませんか。

○9 番（星邦一君） ないです。

○議長（湯田健二君） これで9 番、星邦一君の一般質問を終わります。

これで一般質問を終わります。

日程第2 休会の件

○議長（湯田健二君） 日程第2、休会の件を議題とします。

お諮りします。明日6月10日は議案思考のため休会したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（湯田健二君） 異議なしと認めます。

したがって、明日6月10日は休会とすることに決定いたしました。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

再開本会議は6月12日になります。

議事日程を配ります。

（資料配付）

○議長（湯田健二君） 配付漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（湯田健二君） 配付漏れなしと認めます。

本日はこれにて散会いたします。

本日はご苦労さまでした。（午後 0時14分）

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和8年6月9日

下郷町議会議長

同 署名議員

同 署名議員

令和８年度下郷町議会 ６月会議会議録第３号

招 集 年 月 日	令和８年６月８日			
本会議の日程	令和８年６月８日から６月１２日までの５日間			
招 集 の 場 所	下郷町役場議場			
本 日 の 会 議	開議	令和８年６月１２日 午前１０時００分		議長 湯 田 健 二
	散会	令和８年６月１２日 午後 ０時２６分		議長 湯 田 健 二
応 招 議 員	１番	渡 部 哲	２番	星 昌 彦
	３番	佐 藤 勤	４番	
	５番	猪 股 謙 喜	６番	小 玉 智 和
	７番	大 竹 浩 治	８番	星 和 志
	９番	星 邦 一	１０番	山名田 久美子
	１１番	星 能 哲	１２番	湯 田 健 二
不 応 招 議 員	なし			
出 席 議 員	１番	渡 部 哲	２番	星 昌 彦
	３番	佐 藤 勤	４番	
	５番	猪 股 謙 喜	６番	小 玉 智 和
	７番	大 竹 浩 治	８番	星 和 志
	９番	星 邦 一	１０番	山名田 久美子
	１１番	星 能 哲	１２番	湯 田 健 二
欠 席 議 員	なし			
会議録署名議員	１０番 山名田 久美子		１番 渡 部 哲	
地方自治法第 １２１条の規定 により説明の ため出席した 者の職氏名	町 長	星 學	副 町 長	室 井 哲
	参事兼総務課長	湯 田 英 幸	総合政策課長	佐 藤 英 勝
	税務課長兼会計管理者	室 井 俊 之	町 民 課 長	猪 股 朋 弘
	健康福祉課長	只 浦 孝 行	農 林 課 長	星 敦 史
	参事兼建設課長	玉 川 武 之	教 育 長	湯 田 嘉 朗
	教 育 次 長	玉 川 清 美	農業委員会事務局長	星 宏 明
本会議に職務 のため出席し た者の職氏名	事 務 局 長	荒 井 康 貴	書 記	室 井 徳 人
	書 記	斎 藤 奈津美		
議 事 日 程	別紙のとおり			
会議に付した事件名	別紙のとおり			
会 議 の 経 過	別紙のとおり			

令和 8 年度下郷町議会 6 月会議議事日程（第 3 号）

期日：令和 8 年 6 月 1 2 日（金）午前 1 0 時開議

開 議

- | | | |
|---------|---------|--|
| 日程第 1 | 報告第 1 号 | 専決処分の報告について
(専決第 6 号 下郷町税条例の一部を改正する条例の設定
について) |
| 日程第 2 | 報告第 2 号 | 専決処分の報告について
(専決第 7 号 下郷町国民健康保険税条例の一部を改正す
る条例の設定について) |
| 日程第 3 | 報告第 3 号 | 専決処分の報告について
(専決第 8 号 下郷町地方活力向上地域における固定資産
税の課税免除及び不均一課税に関する条例の一部を改正す
る条例の設定について) |
| 日程第 4 | 報告第 4 号 | 専決処分の報告について
(専決第 9 号 福島県特定事業活動振興計画に基づく固定
資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の設
定について) |
| 日程第 5 | 報告第 5 号 | 専決処分の報告について
(専決第 1 0 号 令和 7 年度下郷町一般会計補正予算（第 9
号）) |
| 日程第 6 | 報告第 6 号 | 専決処分の報告について
(専決第 1 1 号 令和 7 年度下郷町国民健康保険特別会計補
正予算（第 4 号）) |
| 日程第 7 | 報告第 7 号 | 令和 7 年度下郷町一般会計の繰越明許費について |
| 日程第 8 | 報告第 8 号 | 令和 7 年度下郷町簡易水道事業会計予算繰越計算書について |
| 日程第 9 | 議案第 1 号 | 下郷町簡易給水施設設置条例の一部を改正する条例の設定に
ついて |
| 日程第 1 0 | 議案第 2 号 | G I G A スクール端末の購入契約について |
| 日程第 1 1 | 議案第 3 号 | 町道の路線認定について |
| 日程第 1 2 | 議案第 4 号 | 令和 8 年度下郷町一般会計補正予算（第 1 号） |
| 日程第 1 3 | 議案第 5 号 | 令和 8 年度下郷町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号） |
| 日程第 1 4 | 議案第 6 号 | 令和 8 年度下郷町介護保険特別会計補正予算（第 1 号） |
| 追加日程第 1 | 陳情第 1 号 | 「国の『被災児童生徒就学支援等事業』の継続と、被災児童
生徒の十分な就学支援を求める意見書」の提出を求める陳情
の一部訂正について |

散 会

(会議の経過)

○議長（湯田健二君） おはようございます。

ただいまの出席議員は11名であります。

定足数に達しておりますので、ただいまから本日の会議を開きます。（午前10時00分）

お知らせいたします。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配りましたとおりであります。

日程第1 報告第1号 専決処分の報告について

（専決第6号 下郷町税条例の一部を改正する条例の設定について）

○議長（湯田健二君） 日程第1、報告第1号 専決処分の報告について（専決第6号 下郷町税条例の一部を改正する条例の設定について）の件を議題といたします。

本件について説明を求めます。

税務課長、室井俊之君。

○税務課長兼会計管理者（室井俊之君） それでは、報告第1号についてご説明いたします。

議案書1ページをお開きください。報告第1号 専決処分の報告について（専決第6号 下郷町税条例の一部を改正する条例の設定について）でございますが、議案書2ページから10ページのとおりでとなっております。

なお、この内容を別に配付させていただきましたA4縦型1枚の報告第1号資料、下郷町税条例改正の概要に主要な項目についてまとめてございますので、そちらを御覧ください。

なお、今回の税条例改正につきましては、令和8年度税制改正により地方税法等の一部が令和8年3月31日付で改正されましたことから、所要の改正を行うものでございます。

初めに、最上段の軽自動車税関係でございますが、軽自動車税につきましては、これまで車両の取得時に納めていただく環境性能割と、所有者等に対して納税通知を送付し毎年納めていただく種別割に分類して取り扱われてきました。今回の改正は、環境性能割が廃止されたことにより、種別割の名称が軽自動車税となりますことから、所要の改正を行うものでございます。なお、今回の改正における税率の変更はございません。

次に、個人町民税関係でございますが、1つ目といたしまして、住宅借入金等特別税額控除、いわゆる住宅ローン控除につきまして、適用期限を5年延長し、令和12年度までに居住を開始した場合に適用するものでございます。2つ目といたしまして、所得割の納税義務者が特定暗号資産を譲渡した場合でございますが、これまで主に総合課税の雑所得として扱い、課税することとしておりましたが、改正後は他の所得と区別する分離課税方式により、一律3%の税率で課税することとするものでございます。

次に、固定資産税関係でございますが、1つ目といたしまして、免税点の見直しであります。免税点につきましては、同一人が所有する全ての土地、家屋及び償却資産のそ

それぞれの課税標準の合計額が一定額に満たない場合に固定資産税が課税されないとするものでございますが、今回の改正によりその基準が、土地は30万円で変更ありませんが、家屋が20万円から30万円に、償却資産が150万円から180万円にそれぞれ引き上げるもので、令和9年度分課税から適用するものでございます。2つ目といたしまして、バリアフリー改修が行われた特別特定建築物の固定資産税に係る減額割合の設定でございます。市町村が軽減割合などを一定の範囲内で自主的に設定することができる、通称わがまち特例において、いわゆるバリアフリー法に規定する基準に適合した高度なバリアフリー工事が行われた建築物についての措置が講じられたことに伴い、地方税法で定める参酌基準どおりに3分の1に相当する額を2年間減額するものでございます。3つ目といたしまして、再生可能エネルギー発電設備の固定資産税に係る課税標準の特例措置でございますが、こちらも今ほどご説明申し上げましたわがまち特例が適用されるものでございます。今回の改正により、法令に基づく計画等に従って取得した再生可能エネルギー発電設備に係る特例率の拡充を図るとともに、適用対象を一部の設備に限定するなどの見直しを行うもので、地方税法で定める参酌基準どおりの特例率により3年間減額するものでございます。4つ目といたしまして、固定資産税の減額措置の延長でございますが、令和7年度で適用期限を迎える新築住宅などに係る税額の減額措置について、面積要件の一部変更とともに、適用期限を5年延長するものでございます。対象となる建物の区分、減額割合及び期間につきましては、下の表のとおりとなっております。資料に基づく説明は以上となります。

続きまして、その他の改正内容につきまして、横型の新旧対照表によりご説明いたします。1ページをお開きください。初めに、軽自動車税関係でございますが、18条の3、納税証明事項であります。先ほどご説明申し上げましたとおり、環境性能割の廃止に伴い、名称を種別割から軽自動車税に変更するものでございます。それ以外の軽自動車税関連の条項につきましても、主に名称変更や環境性能割関連条文の削除など、環境性能割の廃止に基づく改正となっておりますが、ページ飛びまして19ページをお開きください。第16条、軽自動車税の税率の特例でございますが、こちらは電気自動車など一定の要件を満たす環境性能の優れた車両のグリーン化特例の適用期限を令和10年3月31日まで延長する内容の改正となっております。

次に、個人住民税関係であります。1ページにお戻りください。最下段から次の2ページにかけまして、第33条、所得割の課税標準でございますが、こちらは原則として上場株式等の配当には支払い時に住民税が徴収されておりますが、今回の改正により特定大口株主配当等につきましても支払い時に住民税を徴収する仕組みへと変更するため、所要の改正を行うものでございます。

4ページをお開きください。第36条の3の3、公的年金等受給者の扶養親族等申告書でございますが、こちらは所得税において扶養親族等申告書の提出が不要な場合であっても、個人住民税において扶養親族等の必要な情報が得られるよう、提出義務の範囲を拡大するため、所要の改正をするものでございます。

11ページをお開きください。附則第6条、特定一般用医薬品等購入費を支払った場合

の医療費控除の特例でございますが、一般市販薬でありますスイッチO T C医薬品の購入費につきましては、これまで適用期限を令和9年度までとしておりましたが、今回の改正によりその期限を撤廃し、恒久化するものでございます。

13ページをお開きください。附則第8条、肉用牛の売却による事業所得に係る町民税の課税の特例でございますが、農業者が一定の要件を満たす肉用牛を売却した際に住民税が免除される制度でございます。今回の改正により、その適用期限を令和12年度まで3年間延長するものとなっております。

22ページをお開きください。附則第17条の2、優良住宅地造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る町民税の課税の特例でございますが、今回の改正により、住宅建築単価の上限額など要件の見直しを行った上で、適用期限を令和11年度まで3年間延長するものとなっております。

主な改正内容の説明は以上となりますが、これまでご説明申し上げました項目以外のものにつきましては、地方税法等の改正に係る項ずれの反映など、所要の整備を行うものとなっております。

以上、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、議会において指定された事項について令和8年3月31日付で専決処分いたしましたので、同条第2項の規定によりこれを議会に報告するものでございます。よろしく申し上げます。

○議長（湯田健二君） これから質疑を行います。ご質疑ありませんか。

9番、星邦一君。

○9番（星邦一君） 今税務課長のほうから説明あったのですが、下郷町税条例改正概要、この中に固定資産税のバリアフリー改修、（2）なのですが、この中に特別特定建築物ってあるのですが、これはどういうものが特定建築物になるのか。

それと、この改正の内容の中に高度なバリアフリー工事、これはどういったものを指すのか。それに伴って、これの申請が必要なのか、また終わってからの完了の何かが必要なのか。

あと、これはわがまち特例って書いてあるのですが、これ当町にも特例措置というのがあると思うのですが、これをちょっとお伺いします。

それと、固定資産税の中の（4）、この中に対象で新築住宅、新築の長期優良住宅、この新築の長期優良住宅というのはどういうものを指すのかちょっとお伺いしたい。というのは、私の息子が今家建て始まるのですが、これでどういうふうなものを長期優良住宅と見るのか教えてください。

以上です。

○議長（湯田健二君） 答弁を求めます。

税務課長、室井俊之君。

○税務課長兼会計管理者（室井俊之君） ただいまの星邦一議員の質問にお答えいたします。

まず初めに、特別特定建築物の内容でございますが、まずこちらにつきましては、不特定多数の者が利用し、または主として高齢者、障害者等が利用する特定建築物といたしまして、例を挙げますと、劇場、音楽堂、特別支援学校、保健所、老人ホーム、あと

は病院などが対象になっております。

高度なバリアフリー工事の内容でございますが、大変申し訳ありません。そちらの内容につきましては、ちょっと手元に資料準備してございませんでしたので、それは後ほどお答えさせていただきたいと思います。すみません。

こちらの適用につきましては、申請等の行為が必要になってくるかと思いますが、現在もちろんこちらが新たに新設された項目になりますので、今後こういったものが申請があれば、手続を経て減額措置を取るということになりますので、よろしく願いしたいと思います。

もう一点目の新築家屋の長期優良住宅の関係でございますが、こちらにつきましても長期優良住宅、法で定められた特定の建物にはなるかと思うのですが、詳細の内容につきましてはちょっとこちらも本日資料用意しておりませんでしたので、後ほどお答えさせていただければと思います。すみません。失礼します。

今ほど星邦一議員のご質問について答弁漏れありましたので、お答えします。わがまち特例の内容でございますが、こちらは地方税法で定められた、国のほうで固定資産税の様々な設備等に係る減額の割合が設定されております。その基準額が例えば3分の1とか2分の1とかというふうに設定されているのですが、その前後の範囲の中で各地方公共団体が定められた範囲の中で自由に設定できるというふうなものになっております。基本的に下郷町におきましては、参酌基準と呼ばれる真ん中の値を採用して、それぞれ設定しております。

以上です。

○議長（湯田健二君） 9番、星邦一君。

○9番（星邦一君） 特別特定建築物というのは、そういった公共のものが大まかなものかなと伺いました。それで、てっきり一般住宅でそういうもののバリアフリー工事やったときのなかなって私は思ったものですから今質問しました。

それと、最後に新築の長期優良住宅というのが、これがどの辺までがどうなのかというのは、多分家が新築になれば固定資産税がかかる時に見に来ますよね。そのときに判断するのですよね。そうではないのか。てっきりそうかなと思ったのですが、伺いました。

○議長（湯田健二君） 税務課長、室井俊之君。

○税務課長兼会計管理者（室井俊之君） 長期優良住宅の判断につきましては、新築のときに職員が伺って行う家屋調査ですか、そちらのほうで判断するのではなく、基本的に出来上がった製品での判断で、書類等にそちらは記載されているものでございますので、初めから決まっているというふうなものになっております。

以上です。

○議長（湯田健二君） 1番、渡部哲君。

○1番（渡部哲君） 下郷町条例改正の概要のところ、固定資産税、再生可能エネルギー発電の設備に対して、軽減期間が3年で、2分の1から4分の3というような内容になっているのですけれども、これはもう発電設備だけなのか、それとも土地は含めないと

ということですか、軽減対象になるかならないかというのは。ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（湯田健二君） 答弁を求めます。

税務課長、室井俊之君。

○税務課長兼会計管理者（室井俊之君） 今ほどの渡部哲議員の質問にお答えいたします。

再生可能エネルギー発電設備に係る減額措置でございますが、こちらはあくまで償却資産に係る部分になりますので、土地は該当になりません。

以上です。

○議長（湯田健二君） 1 番、渡部哲君。

○1 番（渡部哲君） あともう一点ちょっとお尋ねしたいのですけれども、17条の2で、これ長期譲渡、土地の売却ですか、長期譲渡に対してみたいなののですけれども、短期譲渡ではそれはもう対象にならないということですか、短期譲渡。

○議長（湯田健二君） 税務課長、室井俊之君。

○税務課長兼会計管理者（室井俊之君） ただいまの渡部哲議員のご質問にお答えします。

土地の譲渡所得の長期か短期かという部分でございますが、こちらに関しましては所有期間が5年を超える土地を売却した場合に適用になるものでございますので、長期のほうに該当するものになります。短期のほうは該当しません。

以上です。

○議長（湯田健二君） 1 番、渡部哲君。

○1 番（渡部哲君） これ長期譲渡は所有して5年、区割りというか、線引きは5年とか10年とか、普通20年とかになるわけなのだけれども、所有してから5年を区切りとして明示しているのですか、これ短期と長期譲渡の種類として。

○議長（湯田健二君） 答弁を求めます。

税務課長、室井俊之君。

○税務課長兼会計管理者（室井俊之君） ただいまの渡部哲議員のご質問にお答えします。

こちらの附則第17条の2の関係につきましては、あくまで先ほど申し上げましたように所有期間が5年を超えるものに対して対象になります。こちらを長期譲渡というふうな扱いにしておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○議長（湯田健二君） 8 番、星和志君。

○8 番（星和志君） 概要の中の固定資産税の（4）の3、4、5の改修の件なのですが、こちら一定というのは、部分改修なのか、大規模改修なのか、その一定の定義、分かれば教えてください。

○議長（湯田健二君） 答弁を求めます。

税務課長、室井俊之君。

○税務課長兼会計管理者（室井俊之君） ただいまの星和志議員のご質問でございますが、

固定資産税の減額措置の部分でございますけれども、こちらの一定の定義につきましては、こちらもちょうと資料のほう持ち合わせておりませんでしたので、後ほどお答えさ

せていただければと思います。よろしくお願いします。

○議長（湯田健二君） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（湯田健二君） これで質疑を終わります。

本件は、法令に基づく報告でありますので、ご了承願います。

これで報告第1号 専決処分の報告について（専決第6号 下郷町税条例の一部を改正する条例の設定について）の件を終わります。

日程第2 報告第2号 専決処分の報告について

（専決第7号 下郷町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の設定について）

○議長（湯田健二君） 日程第2、報告第2号 専決処分の報告について（専決第7号 下郷町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の設定について）の件を議題とします。

本件について説明を求めます。

町民課長、猪股朋弘君。

○町民課長（猪股朋弘君） おはようございます。

議案書の11ページをお開きください。報告第2号 専決処分の報告について（専決第7号 下郷町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の設定について）でございますが、議案書の11から15ページ、新旧対照表28から38ページ、2枚つづりの別紙、報告第2号資料を基にご説明申し上げます。今回の条例改正につきましては、子ども・子育て支援法の一部を改正する法律により、政府は保険者等から子ども・子育て支援納付金を徴収することとされたことに伴いまして、国民健康保険法施行令及び国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令について、子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用に充てるための保険の賦課基準に関する規定等について所要の改正を行うものでありまして、現在の基礎賦課額、後期高齢者支援金等賦課額、介護納付金賦課額の合計に子ども・子育て支援金賦課額を加えた額となります。また、課税限度額を引き上げるとともに、軽減措置について、5割軽減及び2割軽減の対象世帯に係る軽減判定所得基準の改正に伴い、下郷町国民健康保険税条例の一部を改正するものでございます。

2枚つづりの報告第2号資料を御覧ください。資料には今回改正した条例の概要について示しております。まず、1枚目の上段、「今回の」から始まる文面と表では、改正点を大まかに表示しておりまして、医療保険等課税額に係る課税限度額を66万円から67万円に引き上げ、新設する子ども・子育て支援納付金の限度額を3万円として、後期高齢者支援金分と介護納付金分を合わせた合計の限度額を113万円とするものでございます。

次に、その下の「低所得者に対し」から始まる文面と表では、軽減割合5割及び2割の軽減判定所得算定における被保険者数に乗ずる金額を、5割では30万5,000円から31万円に、2割では56万円から57万円にそれぞれ引き上げるものでございます。

次の2枚目でございますが、それまでの課税対象区分である医療保険分、後期高齢者

支援金分、介護納付金分に新設される子ども・子育て支援納付金分を加えて課税することを示してございます。子ども・子育て支援納付金分は、所得割額で0.3%、基本割額で1,400円、18歳以上均等割額で100円となっております。

次に、新旧対照表にてご説明申し上げます。初めに、28ページの第2条では、第1項第1号において基礎課税額について示しておりますが、国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用のうち、福島県の国民健康保険に関する特別会計で負担する後期高齢者支援金等と介護納付金の納付に要する費用に充てる部分を除くものとしたものに子ども・子育て支援納付金に関する文言を加えたものでございます。また、第4号を設け、課税額として子ども・子育て支援納付金課税額を規定しております。

続きまして、同条第2項では、第1項第1号の課税額に係る基礎課税額の合算額について規定しており、合算額をそれまでの66万円から67万円に引き上げるものでございます。

続きまして、28ページから29ページにかけての同条第5項でございますが、創設された子ども・子育て支援納付金課税額に関する規定を設けたものであり、加算後の額が3万円を超える場合は課税額を3万円とするものでございます。

続きまして、29ページの第3条でございますが、改正前の増分にある地方税法に関する表示について、今ほど説明した第2条第5項にて表示したことから、第3条では法のみ表示としたものでございます。

次に、第5条の2では、被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額について示しておりますが、創設された子ども・子育て支援納付金の世帯別の平等割額について、第9条の6に示したことで第9条の6を加えてございます。

続きまして、29ページから30ページにかけての第9条の3から第9条の6までにつきましては、子ども・子育て支援納付金の課税額において、第9条の3では所得割額、第9条の4では被保険者均等割額、第9条の5では18歳以上被保険者均等割額、第9条の6では世帯別平均割額について定めております。

次に、第23条では国民健康保険税額の減税に関して示しておりまして、30ページから32ページにかけての第1項では、基礎課税額の限度額は減額して得た金額について、それまでの66万円を67万円としており、子ども・子育て支援納付金に関する減額に関する条文を加えており、限度額を3万円としております。第1号から第3号では7割軽減、5割軽減、2割軽減について示しており、それぞれ子ども・子育て支援納付金に関する軽減額については新たにキからケとして示しております。

次に、32ページから33ページにかけての第2項においては、世帯内に未就学児がいる場合の被保険者等均等割額について示しており、新設した第3号にて子ども・子育て支援納付金の課税額の被保険者均等割額を、世帯の区分に応じて未就学児の1人当たりの減額する金額をアからエで定めております。

次に、33ページから34ページにかけての第3項では、世帯内に出産被保険者が属する場合の基礎課税額、後期高齢者支援金等課税額、介護納付金課税額に関する所得割額、被保険者均等割額の減額に関する月割りについて示しており、新たに第7号から第9号

にて子ども・子育て支援納付金課税額に関する所得割額、被保険者均等割額、18歳以上被保険者均等割額の減額分について示しております。

次に、34ページの第4項につきましては、新たに設定されたものでございまして、世帯内に18歳に達する日以後の3月末日以前の被保険者、いわゆる18歳未満被保険者がいる場合の納税義務者に対して課する子ども・子育て支援納付金課税額、被保険者均等割額の算定に関して示しております。

そして、34ページから38ページにかけての附則では、第3項、第4項、第6項、第10項、第12項、第13項、第14項、第15項、第16項において、様々な所得等の課税に関する特例について示しておりますが、第3条の基礎課税額の所得割額、第6条の後期高齢者支援金等課税額の所得割額、第8条の介護納付金課税保険者に係る所得割額の次に、子ども・子育て支援納付金課税額の所得割額の算定について示した第9条の6をそれぞれ加えております。

最後に、議案書の15ページの附則において、改正した本条例の施行日は令和8年4月1日から施行するものとし、適用区分は令和8年度以後の年度分の国民健康保険税について適用となりまして、令和7年度までの国民健康保険税につきましては従前の例によるものとします。

以上、報告第2号 専決処分の報告について（専決第7号 下郷町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の設定について）説明させていただきました。

なお、本件につきましては、6月1日開催の令和8年第2回下郷町国民健康保険運営協議会におきまして適当である旨の答申をいただいておりますことを申し添えます。よろしく願いいたします。

○議長（湯田健二君） これから質疑を行います。ご質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（湯田健二君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本件は、法令に基づく報告でありますので、ご了承願います。

これで報告第2号 専決処分の報告について（専決第7号 下郷町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の設定について）の件を終わります。

日程第3 報告第3号 専決処分の報告について

（専決第8号 下郷町地方活力向上地域における固定資産税の課税免除及び不均一課税に関する条例の一部を改正する条例の設定について）

○議長（湯田健二君） 日程第3、報告第3号 専決処分の報告について（専決第8号 下郷町地方活力向上地域における固定資産税の課税免除及び不均一課税に関する条例の一部を改正する条例の設定について）の件を議題とします。

本件について説明を求めます。

税務課長、室井俊之君。

○税務課長兼会計管理者（室井俊之君） それでは、報告第3号についてご説明いたします。

議案書16ページをお開きいただき、併せまして新旧対照表の39ページをお開きください。報告第3号 専決処分の報告について（専決第8号 下郷町地方活力向上地域における固定資産税の課税免除及び不均一課税に関する条例の一部を改正する条例の設定について）でございます。この制度は、福島県が国の認定を受け策定した地域再生計画に基づき、東京23区などから本社機能を移転、または拡充を行う事業者に対し、固定資産税の課税免除、または不均一課税の支援をするものでございます。令和8年度税制改正におきまして、地域再生法第17条の6の地方公共団体等を定める省令の一部が改正されましたことから、適用期限を令和10年3月31日まで2年間延長し、所要の改正をするものでございます。

以上、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、議会において指定された事項について令和8年3月31日付で専決処分いたしましたので、同条第2項の規定によりこれを議会に報告するものでございます。よろしく申し上げます。

○議長（湯田健二君） これから質疑を行います。ご質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（湯田健二君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本件は、法令に基づく報告でありますので、ご了承願います。

これで報告第3号 専決処分の報告について（専決第8号 下郷町地方活力向上地域における固定資産税の課税免除及び不均一課税に関する条例の一部を改正する条例の設定について）の件を終わります。

日程第4 報告第4号 専決処分の報告について

（専決第9号 福島県特定事業活動振興計画に基づく固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の設定について）

○議長（湯田健二君） 日程第4、報告第4号 専決処分の報告について（専決第9号 福島県特定事業活動振興計画に基づく固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の設定について）の件を議題とします。

本件について説明を求めます。

税務課長、室井俊之君。

○税務課長兼会計管理者（室井俊之君） それでは、報告第4号についてご説明いたします。

議案書18ページをお開きいただきまして、併せまして新旧対照表の41ページをお開きください。報告第4号 専決処分の報告について（専決第9号 福島県特定事業活動振興計画に基づく固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の設定について）でございます。この制度は、福島復興再生特別措置法の規定に基づき、福島県が国に提出した特定事業活動振興計画により、農林水産業や観光業等への風評被害に対応するための特定事業活動を実施する事業者に対し、固定資産税の課税免除の支援をするも

のでございます。令和８年度税制改正において、福島復興再生特別措置法第26条等の地方税の課税免除、または不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令の一部が改正されたことから、適用期限を令和11年３月31日まで３年間延長するものでございます。

以上、地方自治法第180条第１項の規定に基づき、議会において指定された事項について令和８年３月31日付で専決処分いたしましたので、同条第２項の規定によりこれを議会に報告するものでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（湯田健二君）　これから質疑を行います。ご質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（湯田健二君）　質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本件は、法令に基づく報告でありますので、ご了承願います。

これで報告第４号　専決処分の報告について（専決第９号　福島県特定事業活動振興計画に基づく固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の設定について）の件を終わります。

日程第５　報告第５号　専決処分の報告について

（専決第１０号　令和７年度下郷町一般会計補正予算（第９号））

日程第６　報告第６号　専決処分の報告について

（専決第１１号　令和７年度下郷町国民健康保険特別会計補正予算（第４号））

○議長（湯田健二君）　日程第５、報告第５号　専決処分の報告について（専決第10号　令和７年度下郷町一般会計補正予算（第９号））及び日程第６、報告第６号　専決処分の報告について（専決第11号　令和７年度下郷町国民健康保険特別会計補正予算（第４号））までの２件を一括議題とします。

本件について説明を求めます。

報告第５号につきましては総務課長、湯田英幸君、報告第６号につきましては町民課長、猪股朋弘君、順次説明を求めます。

総務課長、湯田英幸君。

○参事兼総務課長（湯田英幸君）　20ページを御覧ください。報告第５号　専決処分の報告について（専決第10号　令和７年度下郷町一般会計補正予算（第９号））でございますが、既決予算の総額に歳入歳出それぞれ１億610万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ54億8,893万4,000円とするものであります。

補正の概要でございますが、歳入につきましては、交付金等の額の確定により、また歳出につきましては、事業費及び職員人件費の確定等に伴い、それぞれ予算の整理を行ったものであります。

以上、地方自治法第180条第１項の規定に基づき、議会において指定された事項につい

て令和8年3月31日付で専決処分いたしましたので、同条第2項の規定によりこれを議会に報告するものでございます。

以上です。

○議長（湯田健二君） 町民課長、猪股朋弘君。

○町民課長（猪股朋弘君） それでは、報告第6号 専決処分の報告について（専決第11号 令和7年度下郷町国民健康保険特別会計補正予算（第4号））についてご説明申し上げます。

議案書の40ページからとなります。事業勘定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ2,110万5,000円を減額し、歳入歳出ともに6億9,523万8,000円とするものでございます。

本補正につきましては、国及び県補助金の交付額が確定したことにより専決処分をさせていただいたものであり、歳入歳出の調整につきましては予備費によって調整しております。

42ページから46ページにつきましては、総括でございますので、省略させていただきます。

47ページをお開きください。歳入においてご説明いたします。3款県支出金、1項県補助金、1目保険給付費等交付金、1節普通交付金において令和7年度医療費等交付金が確定したことに伴って、1,770万6,000円の減額となります。

次に、2節特別交付金では、保険者努力支援分が23万8,000円の減額、特定健康診査等負担金が11万6,000円の減額であり、合計で39万9,000円の減額となります。

次に、5款繰入金、1項一般会計繰入金、1目一般会計繰入金、6節財政安定化支援事業繰入金において60万8,000円の減額でございます。また、7節その他一般会計繰入金において、保健事業繰入金で41万7,000円の減額、子ども医療費繰入金で197万5,000円の減額、合わせて239万2,000円の減額となっております。

なお、一般会計予算の3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費、27節繰出金の財政安定化支援事業繰出金で60万8,000円、保健事業繰出金で41万7,000円、2項児童福祉費、1目児童福祉総務費、27節繰出金で197万5,000円をそれぞれ減額しております。

続きまして、48ページをお開きください。歳出についてご説明申し上げます。2款保険給付費、1項療養諸費、1目一般被保険者療養給付費、18節負担金、補助及び交付金において、負担金の額決定により1,511万1,000円の減額となります。

また、3目一般被保険者療養費では、18節負担金、補助及び交付金において、負担金の額の決定により102万5,000円の減額となります。

そして、5目審査支払手数料では、11節役務費の手数料において、手数料の支払い額確定で15万3,000円の減額となります。

続きまして、2項高額療養費、1目一般被保険者高額療養費、18節負担金、補助及び交付金において、負担金632万8,000円の減額となります。額の確定によるものでございます。

また、3目一般被保険者高額介護合算療養費、18節負担金、補助及び交付金において、

負担金 6 万 2,000 円の減額となります。金額の確定によるものでございます。

続きまして、5 項葬祭諸費、1 目葬祭費、18 節負担金、補助及び交付金において、負担金 25 万円の減額となります。金額の決定によるものでございます。

次に、49 ページとなりますが、3 款国民健康保険事業費納付金、1 項医療給付分、1 目一般被保険者医療給付費分では、財源内訳の補正を行っております。

続きまして、4 款保健事業費、1 項保健事業費、1 目保健事業費、12 節委託料では、人間ドックに係る委託料費の額決定により 42 万円を減額しております。

続きまして、2 項特定健康診査事業費、1 目特定健康診査事業費、12 節委託料において、特定健康診査委託料の額確定により 34 万 4,000 円を減額しております。

続きまして、8 款予備費、1 項予備費、1 目予備費では、歳入歳出の調整により 258 万 8,000 円の増額となります。

以上、報告第 6 号 専決処分の報告について（専決第 11 号 令和 7 年度下郷町国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号））の内容でございますので、ご審議よろしく願いいたします。

なお、本補正につきましては、去る 6 月 1 日開催の令和 8 年第 2 回下郷町国民健康保険運営協議会におきまして適当である旨の答申をいただいておりますことをご報告申し上げます。

以上でございます。

○議長（湯田健二君） これから質疑を行います。ご質疑ありませんか。

8 番、星和志君。

○8 番（星和志君） 32 ページ、37 ページ、38 ページの中で職員の給与関係が減額されていますが、道路改良費は昨年職員の方が辞められたためだとは思いますが、総務費と教育費のほうの減額理由は何だったのか教えてください。

○議長（湯田健二君） 答弁を求めます。

総務課長、湯田英幸君。

○参事兼総務課長（湯田英幸君） ただいまの質問にお答えいたします。

今の 2 つの科目につきましても退職等による減額となっております。よろしく願いいたします。

○議長（湯田健二君） 9 番、星邦一君。

○9 番（星邦一君） 報告第 5 号の中で、36 ページの 6 款農林水産業費の農業費の中の農業振興費、この中に説明で補助金、下郷町鳥獣被害対策協議会補助金、下郷町農業再生協議会補助金、これ減額されているのですが、これ何で減額になったのかちょっと教えてください。

○議長（湯田健二君） 農林課長、星敦史君。

○農林課長（星敦史君） 今ほどの 9 番、星邦一議員のご質問にお答えいたします。

この減額の理由は、当初予算で確保している金額、鳥獣被害対策協議会及び農業再生協議会のほうで補助金なりで準備している予算がございます。その中で、1 年間、申請をいただいたりとか、あと補助金のほうを交付していく中で、最終的に残額となってい

る分でございます。

以上です。

○議長（湯田健二君） 9番、星邦一君。

○9番（星邦一君） これは、各協議会の中の事業を減らしたというわけではないですよね。

○議長（湯田健二君） 答弁を求めます。

農林課長、星敦史君。

○農林課長（星敦史君） 協議会自体の補助の項目ですとか予算を減らしたというわけではございません。

以上です。

○議長（湯田健二君） 10番、山名田久美子君。

○10番（山名田久美子君） 1点、30ページの中の民生費国庫補助金の子ども・子育て支援交付金、これが減額になっております。それと、民生費の県補助金も子ども・子育て支援交付金、これも減額になっているのですが、この減額になった理由は何なのかお教え願えますでしょうか。

○議長（湯田健二君） 答弁を求めます。

健康福祉課長、只浦孝行君。

○健康福祉課長（只浦孝行君） ただいまの山名田議員の質問にお答えいたします。

こちらにつきましては、令和8年度におきまして人事異動によります人件費の減ということで、国と県の補助金の減額となっております。

以上でございます。

○議長（湯田健二君） ほかにご質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（湯田健二君） これで質疑を終わります。

本件は、法令に基づく報告でありますので、ご了承願います。

これで報告第5号 専決処分の報告について（専決第10号 令和7年度下郷町一般会計補正予算（第9号））及び報告第6号 専決処分の報告について（専決第11号 令和7年度下郷町国民健康保険特別会計補正予算（第4号））までの2件の件を終わります。
ただいまより休憩します。（午前10時57分）

○議長（湯田健二君） 再開します。（午前11時10分）

税務課長より発言を求められておりますので、これを許可します。

税務課長、室井俊之君。

○税務課長兼会計管理者（室井俊之君） 先ほどの報告第1号におきまして答弁できなかった部分に関してお答えしたいと思います。

初めに、星邦一議員からのご質問で、高度なバリアフリー工事の中身でございますが、こちらにつきましては、バリアフリー工事の中で単に手すりをつけたり、段差を解消したりするのではなく、高齢者や障害者が自立して安全に生活できるように、住宅全体の機能を向上させる比較的規模の大きな工事のことを指します。

次に、長期優良住宅でございますが、こちらに関しましては建築基準法などの法令におきまして、その中に定められた劣化対策ですとか、それから耐震性、省エネルギー性などの項目におきまして一定基準をクリアした住宅のことを指します。ハウスメーカーなどにおきましては、そういったものを明記して商品としてうたっている商品などがございます。

次ですが、星和志議員のご質問で、新築住宅の特例の関係で、一定というふうな部分でございますけれども、資料の③の部分でございますが、に限定してお答えさせていただきますが、耐震改修を行った一定の住宅ということになりますけれども、こちらに関しまして、現行の耐震基準に適合する工事を実施したものですとか、工事費が一定額以上であるもの、それから改修後に建築士の証明などを受けているものなどが該当します。以上です。

日程第7 報告第7号 令和7年度下郷町一般会計の繰越明許費について

○議長（湯田健二君） 日程第7、報告第7号 令和7年度下郷町一般会計の繰越明許費についての件を議題とします。

本案について説明を求めます。

総務課長、湯田英幸君。

○参事兼総務課長（湯田英幸君） 50ページを御覧ください。報告第7号 令和7年度下郷町一般会計の繰越明許費についてでございますが、令和7年度3月会議においてご議決をいただきました繰越明許費について、地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき繰越計算書を調製し、これを議会に報告するものでございます。

商工費では、がんばろ一下郷町ファイト商品券事業と物価高騰対応重点支援プレミアム商品券事業の2事業を、土木費では、道路新設改良事業3路線のほか、駐車場整備事業（湯野上居平地内）、橋梁補修事業（薬水橋）、大川ふるさと公園整備事業（給水管更新）の6事業を令和8年度に調整し、繰越額の総額は2億355万4,000円でございます。

以上でございます。

○議長（湯田健二君） これから質疑を行います。ご質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（湯田健二君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本件は、法令に基づく報告でありますので、ご了承願います。

これで報告第7号 令和7年度下郷町一般会計の繰越明許費についての件を終わります。

日程第8 報告第8号 令和7年度下郷町簡易水道事業会計予算繰越計算書について

○議長（湯田健二君） 日程第8、報告第8号 令和7年度下郷町簡易水道事業会計予算繰越計算書についての件を議題とします。

本案について説明を求めます。

建設課長、玉川武之君。

○参事兼建設課長（玉川武之君）　続きまして、報告第8号　令和7年度下郷町簡易水道事業会計予算繰越計算書についてご説明させていただきたいと思います。

議案書の52ページ並びに53ページをお開きいただきたいと思います。こちらにつきましては、地方公営企業法第26条第3項の規定によりまして、53ページの下郷町簡易水道事業会計予算繰越計算書のとおり、これを議会に報告するものでございます。

なお、一般会計では繰越明許費は予算に計上し、議会の議決を要する一方、公営企業会計では4条予算の建設改良費に限りまして、議会の議決を得ずに翌年度へ繰り越して使用することができるものであり、地方公共団体の長は次の議会において繰越計算書を報告するものとなっております。ご理解のほどよろしくお願いいたします。

その内容でございますが、1款資本的支出の1項建設改良費におきまして、水源新設事業として実施しております水門地区の水源新設調査業務委託につきまして、追加の測量業務が発生したことに伴い、新たに期間を要することとなったため、繰越したものでございます。翌年度繰越額に1,072万5,000円、その財源といたしまして、企業債1,020万円、当年度損益勘定留保資金52万5,000円を計上しております。

なお、本事業でございますが、近年の水不足に対応するため、町簡易水道、水門地区の水源近くに新たな水源を新設する事業でございます。新設水源の測量並びに設計を実施しているところであります。いわゆる中継槽として新たに設置に関わる測量の追加が発生いたしました。事業進捗におきまして、冬期間道路封鎖により作業が中断し、春の融雪まで作業が実施できないことから、今年10月30日まで工期を延長し、繰越事業としたものでございます。よろしくお願いいたします。

以上、報告第8号の説明でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（湯田健二君）　これから質疑を行います。ご質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（湯田健二君）　質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本件は、法令に基づく報告でありますので、ご了承願います。

これで報告第8号　令和7年度下郷町簡易水道事業会計予算繰越計算書についての件を終わります。

日程第9　議案第1号　下郷町簡易給水施設設置条例の一部を改正する条例の設定について

○議長（湯田健二君）　日程第9、議案第1号　下郷町簡易給水施設設置条例の一部を改正する条例の設定についての件を議題とします。

本案について議案の説明を求めます。

農林課長、星敦史君。

○農林課長（星敦史君）　それでは、私のほうより議案第1号　下郷町簡易給水施設設置条例の一部を改正する条例の設定についてご説明申し上げます。

議案書54ページから56ページと条例等改正に係る新旧対照表42ページをお開きください。本議案につきましては、令和2年度より県営事業により整備を進めております三ツ井地区における営農飲雑用水施設において一部が完成したため、町へ一部譲与として施設を引き受け、町の施設となったことにより、本条例に定めるものでございます。

新旧対照表の42ページを御覧ください。改正内容でございますが、表の左側にございます改正後を御覧ください。第2条中の名称において、下郷町（三ツ井）簡易給水施設を、区域において下郷町字安張地内をそれぞれ加えるものでございます。本簡易給水施設は、中山間地域農業農村総合整備事業、営農飲雑用水事業として平成30年度に事業採択となり、令和2年度より県営工事にて整備を実施しているところであります。給水区域は、安張、沢口、磯上、志源行の4地区であり、そのうち水源から安張地区までが完成したため、去る3月31日に福島県と施設の一部譲与契約が締結完了したことから、今回の条例改正に至ったものでございます。

譲与内容としましては、水源、減圧井2か所、配水池、導配水管、消火栓、本管から宅地までの引込み給水管でございます。水道メーターから家屋への給水管つなぎ替えは、各個人が町登録水道事業者へ依頼し、行うこととなるため、それに要する日数、併せて安定した水質及び水圧の調整についても日数が必要であることから、給水開始予定日は8月上旬を目標とし、福島県南会津保健所へ給水開始届の提出と併せ、施設の各調整を行い、その後は三ツ井地区での指定管理を予定しておりますが、指定管理の決定までは町直営により管理を行うものでございます。

なお、本来であれば全施設が完了してから福島県より譲与となりますが、安張地区における水不足解消が急務であるため、南会津農林事務所と協議し、施設の一部譲与となったものでございます。

説明は以上です。ご審議よろしくお願いいたします。

○議長（湯田健二君） これから質疑を行います。ご質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（湯田健二君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（湯田健二君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第1号 下郷町簡易給水施設設置条例の一部を改正する条例の設定についての件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（湯田健二君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第2号 G I G Aスクール端末の購入契約について

○議長（湯田健二君） 日程第10、議案第2号 G I G Aスクール端末の購入契約についての件を議題とします。

本案について議案の説明を求めます。

教育次長、玉川清美君。

○教育次長（玉川清美君） それでは、議案書の57ページを御覧ください。令和2年度に整備されました第1期端末が更新時期を迎えることから、福島県の共同調達に参加し、クロームブック端末を整備するものでございます。機種は、ダイナブック製のクロームブックC70となっており、キーボードと画面が取り外し可能な機種となっております。数量は、児童生徒数と予備を含め264台、契約の方法は随意契約で、契約金額は1,452万円となっております。契約の相手方は、福島県郡山市堤下町13番8号、株式会社エフコム、代表取締役社長、斎藤正弘でございます。契約の相手方は、さきに福島県の共同調達によるプロポーザルにおいて最優秀提案者となっております。比較競争入札において業者選定がなされたものであります。その後、各市町村での契約となることから本契約を締結いたしたく、議会の承認を求めるものでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（湯田健二君） これから質疑を行います。ご質疑ありませんか。

8番、星和志君。

○8番（星和志君） 何点か質問させてください。

こちらの機種について、様々な機種がある中でこちらの機種を選んだ理由は何だったのかと、264台とあるのですが、こちらの算定根拠というか、小中学校に何台とか、そういったこと教えてください。

あと随意契約となっておりますが、こちら競争入札ではなくて随意契約になった理由は何なのか教えてください。

あとこの金額に初期設定やライセンス管理とか保証料なども含まれているか教えてください。

あと今後エフコムへの維持費というのはかかってくるのか教えてください。

以上です。

○議長（湯田健二君） 答弁を求めます。

教育次長、玉川清美君。

○教育次長（玉川清美君） まず、こちらの購入に係る台数ですか、こちらは小中学校の令和8年5月1日現在の人数を基に算出しております。こちらに掲載してございます264台は、そちらの人数プラス、予備を30台含めた形の台数となっております。

また、あと随意契約でこちらの契約されたというところの中身に関しましては、先ほどもちょっとご説明申し上げましたが、先に県のほうの最優秀提案者ということで、こちら企画競争入札において県のほうで業者選定がなされておるものでございます。そちらに市町村のほうで後に契約を結ぶというところで、今回こちらの提案をさせていただいております。そのほか県内35市町村がまずこちらの調達予定となっております。

あともう一点、こちらの購入金額の維持管理に関しましては、これとはまた別に町持

ち出しで予算計上しているところでございます。

なぜこちらの機種を選ばれたかということでございますが、先ほど申し上げましたように、県のほうで先に1つの共同団体と2つの業者さんのほうで提案の公募型のプロポーザルを実施しております。そちらの中で最優秀提案者ということで県のほうが決定されたものでございますので、ご理解のほうお願いいたします。

以上です。

○議長（湯田健二君） 8番、星和志君。

○8番（星和志君） エフコムへの維持費も同じく今後別でかかってくるものなのですか。

○議長（湯田健二君） 答弁を求めます。

教育次長、玉川清美君。

○教育次長（玉川清美君） 今回のエフコムさんに関しましては、機種の方の購入に係る契約の部分でございますので、維持管理、保守に関しましては別となっておりますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（湯田健二君） ほかにご質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（湯田健二君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（湯田健二君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第2号 GIGAスクール端末の購入契約についての件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（湯田健二君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第3号 町道の路線認定について

○議長（湯田健二君） 日程第11、議案第3号 町道の路線認定についての件を議題とします。

本案について議案の説明を求めます。

建設課長、玉川武之君。

○参事兼建設課長（玉川武之君） 続きまして、議案第3号 町道の路線認定についてご説明いたします。

議案書の58ページ、59ページ並びに議案第3号資料を併せて御覧いただきたいと思います。まず、59ページお聞きいただきたいと思います。今回の路線の認定につきましては1路線でございまして、整理番号1223番、町道姫川南原、新規路線でございます。起点につきましては、県道戸赤栄富線側の大字栄富南原甲685番地2地先からでございまし

て、終点につきましては同じく大字栄富字南原甲651番地先まででございます。また、延長が146.2メートル、幅員が6メートルから5メートルでございます。

この路線につきましては、ご承知のとおり令和7年度の事業として実施し、令和8年度へ繰り越した事業でございまして、令和8年5月11日に工事の完了、5月15日に町へ引渡しされたものでございます。

大変失礼いたしました。起点側につきましては、県道の下郷会津本郷線側でございます。大変失礼しました。おわびして訂正いたします。

なお、道路台帳につきましては、令和8年度中にその他の路線の変更等と併せまして追加するものでございますが、既に地域住民の方々はご利用されている経緯もございしますので、今議会において認定していただきたく、ご提案させていただいておりますので、よろしくお願いいたします。

なお、あくまで概略図となりますが、別添資料にて起点側、終点側を明示してございますので、よろしくお願いいたします。

大変失礼いたしました。以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（湯田健二君） これから質疑を行います。ご質疑ありませんか。

5番、猪股謙喜君。

○5番（猪股謙喜君） 道路は舗装されて、私も確認しましたが、用地買収は道路の脇の部分も境界ぐいが打ってありましたが、あそこら辺の利用というのはどのように考えてその余分な用地を取っておいたのかというのと、それから終点側で緑色のシートがかぶさったままなのですが、地盤の安定化なのか、雑草が茂らないように予防なのかも含めて、その理由をお願いします。

○議長（湯田健二君） 答弁を求めます。

建設課長、玉川武之君。

○参事兼建設課長（玉川武之君） ただいまのご質問にお答えしたいと思います。

今回の図面については、おおむね概略図となりますので、その点まではちょっと詳しく明記されておりませんので、よろしくお願いいたします。

なお、用地に関しましては、地権者さんとのいろんな協議がございまして、水路の関係とか、その他の用地の買収、それぞれございました。内容につきましては、用地買収の件でございますので、前回もお話しさせていただいたとおり、その部分はちょっと個人情報に関わる部分もございますので、お控えさせていただきたいと思います。ただ、路線につきましては、起点側、終点側ございまして、今おただしのシートかぶさっている部分ということだったと思うのですが、ちょっと大変申し訳ないです。今頭にぱっと浮かばなくてあれなのですけれども、防草シートの関係ではなくて……

（何事か声あり）

○参事兼建設課長（玉川武之君） なのかなと今ちょっと思ったものですから、答弁させていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（湯田健二君） 5番、猪股謙喜君。

○5番（猪股謙喜君） シートは防草シートに見えますが、その用途は分かりません。緑

色の厚手のシートが終点の近くに敷いてあったので尋ねたので、今回、左側というか、成岡側ですが、そこら辺の終点近くに結構、三、四メートルぐらいの長さでシートが覆いかぶさるように図面に張りつけられたような形になっていましたので、尋ねたものでございます。

○議長（湯田健二君） 答弁はよろしいですか。

○５番（猪股謙喜君） いや、尋ねたので、答えられる部分で答えていただければと思います。

○議長（湯田健二君） 建設課長、玉川武之君。

○参事兼建設課長（玉川武之君） 現場に関しましては、今後また行って確認しますが、多分防草シートの部分と、いわゆる防草シートということで草が生えないようにしている部分と、もしかしたら議員ご指摘の何かあるのかもしれませんが、ちょっとそこは後で私確認に参りたいと思います。ご報告させていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（湯田健二君） ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（湯田健二君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（湯田健二君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第３号 町道の路線認定についての件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（湯田健二君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第１２ 議案第４号 令和８年度下郷町一般会計補正予算（第１号）

日程第１３ 議案第５号 令和８年度下郷町国民健康保険特別会計補正予算（第１号）

日程第１４ 議案第６号 令和８年度下郷町介護保険特別会計補正予算（第１号）

○議長（湯田健二君） この際、日程第12、議案第４号 令和８年度下郷町一般会計補正予算（第１号）から日程第14、議案第６号 令和８年度下郷町介護保険特別会計補正予算（第１号）までの３件を一括議題といたします。

本案について議案の説明を求めます。

議案第４号につきましては総務課長、湯田英幸君、議案第５号につきましては町民課長、猪股朋弘君、議案第６号につきましては健康福祉課長、只浦孝行君、順次説明を求めます。

総務課長、湯田英幸君。

○参事兼総務課長（湯田英幸君） 議案書60ページを御覧ください。議案第４号 令和８年

度下郷町一般会計補正予算（第1号）でございますが、既決予算の総額に歳入歳出それぞれ1,431万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ50億5,431万1,000円とするものであります。

補正の概要でございますが、今補正につきましては、歳入では、国の学校給食費の抜本的な負担軽減制度の開始に伴う国、県補助金など、各種事業に係る財源を計上しております。歳出では、学校統合に向けた校舎の事前調査に要する経費などを計上し、また職員人件費につきましては、人事異動等に伴い、今後の執行見込みを精査し、予算の整理を行うものであります。

それでは、主な補正についてご説明を申し上げます。68ページを御覧ください。歳入でございますが、14款国庫支出金の3目土木費国庫補助金において、国からの内示額が減少しました大川ふるさと公園整備事業国庫補助金を900万円減額し、その財源を補うため、21款町債において過疎対策事業債を900万円増額計上しております。それに伴いまして、80ページを御覧ください。歳出の8款土木費、4項都市計画費、3目公園整備費において財源内訳の補正を行っております。

68ページの歳入にお戻りいただきまして、国の給食費の抜本的な負担軽減制度の開始に伴う公立小学校の給食費無償化について、14款国庫支出金、4目教育費国庫補助金と15款県支出金、5目教育費県補助金のそれぞれに368万9,000円を計上し、83ページを見ていただきまして、歳出の10款教育費、5項保健体育費、4目学校給食共同調理場運営費において財源内訳の補正を行っております。

そのほか、68ページ、歳入にまたお戻りいただきまして、14款国庫支出金、7目消防費国庫補助金におきましては、令和7年度3月議会でご議決いただきました消防団新基準活動服更新事業が補助事業として採択となったことから、消防団設備整備費補助金を207万9,000円計上し、80ページの歳出の9款消防費、1目非常備消防費において財源内訳の補正を行っております。

再び68ページの歳入にお戻りいただきまして、15款県支出金でございますが、4目農林水産業費県補助金において、新規就農者育成総合対策事業補助金を195万円、地域計画担い手確保支援事業補助金を25万円それぞれ計上しております。

18款繰入金では、10目、森林環境譲与税事業に係る基金繰入金を211万5,000円計上し、78ページ、歳出の6款農林水産業費、2項林業費、2目林業振興費において財源内訳の補正を行っております。

次に、歳出でございますが、職員の人事異動に係る人件費以外の補正で主なものをご説明いたします。76ページ、6款農林水産業費につきましては、合計で1,533万9,000円を増額するものであります。

1目農業委員会費におきまして、農地利用最適化推進委員1名が令和8年3月をもって辞職し、令和8年から新たな農地利用最適化推進委員1名を委嘱しましたことから、それに伴う被服費を2万円計上しております。

77ページ、3目農業振興費では、新規就農者に対する経営開始資金として新規就農者育成総合対策事業補助金195万円、認定農業者の営農規模拡大のための農業用機械の導入

を支援する地域計画担い手確保支援事業補助金25万円をそれぞれ計上しております。

6目国土調査費では、枝松第3地区の再測量・原図修正委託料を77万6,000円計上しております。

80ページ、10款教育費につきましては、合計で1,463万6,000円減額するものでございます。

81ページ、3項中学校費、1目学校管理費におきまして、学校統合に向けた校舎の事前調査として耐力度調査等業務委託料を688万4,000円計上しております。なお、本補正に伴い、収支の均衡を図るため、予備費を増額し、調整しております。

以上でございます。

○議長（湯田健二君） 町民課長、猪股朋弘君。

○町民課長（猪股朋弘君） それでは、議案第5号 令和8年度下郷町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

議案書の84ページをお開きください。事業勘定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ390万7,000円を増額し、歳入歳出ともに6億6,117万5,000円とするものでございます。今回の補正につきましては、当初予算計上時の仮算定から令和7年度所得情報に伴う本算定結果による保険税額の補正と人事異動による人件費に関する補正でございます。

85ページから89ページにつきましては、総括でございますので、省略させていただきます。

90ページをお開きください。歳入につきましてご説明いたします。1款国民健康保険税、1項国民健康保険税、1目一般被保険者国民健康保険税、1節医療給付費分現年課税分が321万5,000円の増額、2節後期高齢者支援金分現年課税分が140万3,000円の増額、3節介護納付金分現年課税分では64万4,000円を減額し、合計で397万4,000円を増額補正するものでございます。

続きまして、6款繰入金、1項一般会計繰入金、1目一般会計繰入金、4節職員給与等繰入金でございますが、4月の人事異動により、人件費繰入金6万7,000円を減額するものでございます。

なお、一般会計予算におきまして、73ページの3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費、27節繰出金についても同額を減額しております。

続きまして、91ページをお開きください。歳出についてご説明申し上げます。1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費では、今ほど説明申し上げました歳入の繰入金と関連するもので、2節給料にて76万6,000円の減額、3節職員手当等で69万9,000円を増額、合計で6万7,000円を減額するものでございます。

続きまして、3款国民健康保険事業費納付金の1項医療給付分、1目一般被保険者医療給付費分、18節負担金、補助及び交付金が35万6,000円の減額。

2項後期高齢者支援金等分では、1目一般被保険者後期高齢者支援金等分、18節負担金、補助及び交付金で負担金13万6,000円を増額。

92ページの3項介護納付金分では、1目介護納付金分、18節負担金、補助及び交付金で負担金6万2,000円を増額。

4項子ども・子育て支援納付費分では、1目一般被保険者子ども・子育て支援納付費分、18節負担金、補助及び交付金で負担金30万円を増額するものでございます。

続きまして、8款予備費、1項予備費、1目予備費では、歳入歳出調整のために383万2,000円を増額するものでございます。

以上、議案第5号 令和8年度下郷町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてご説明いたしました。

なお、本補正につきましては、去る6月1日開催の令和8年第2回下郷町国民健康保険運営協議会におきまして、適当である旨の答申をいただいておりますことを報告申し上げます。

以上でございます。

○議長（湯田健二君） 健康福祉課長、只浦孝行君。

○健康福祉課長（只浦孝行君） それでは、議案書93ページを御覧ください。議案第6号 令和8年度下郷町介護保険特別会計補正予算（第1号）についてご説明を申し上げます。

事業勘定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ53万3,000円を追加しまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億5,869万7,000円とするものでございます。

94ページから98ページまでは、総括でございますので、省略させていただきます。

初めに、歳出についてご説明を申し上げます。101ページを御覧ください。1款総務費、1項総務管理費、1目総務管理費、10節需用費の印刷製本費でございますが、令和8年度のシステム改修に伴います様式が一部変更となることに伴いまして、関連用紙を追加発注するための費用20万7,000円を計上しております。

次に、12節委託料ですが、令和8年6月の介護事業者の報酬改定に伴いまして、システム改修を実施するために52万8,000円を計上しております。こちらは、2分の1が県の補助となっております。

次に、1款総務費、3項介護認定審査会費、1目認定調査等費、10節需用費の印刷製本費6,000円でございますが、OCR用紙の特記事項が手書きからOCR形式に変更となりまして、専用用紙が必要となることから計上するものでございます。

次に、5款地域支援事業費、1項介護予防・生活支援サービス事業費、2目介護予防ケアマネジメント事業費につきましては、内部での担当替えということによります人件費の減額となります。

次に、102ページになります。7款地域包括支援センター事業費、1項地域包括支援センター運営費、1目地域包括支援センター運営費の10節需用費の修繕料ですが、平成25年に更新しました地域包括支援センターパソコン端末の修繕費としまして30万6,000円の計上となります。こちら経年劣化によります発熱等、それから稼働不安定などによります部品の交換、それから再セットアップの費用となっております。

次に、8款新予防給付費の人件費でございますが、先ほどの地域支援事業費の人件費と同じく、内部での担当替えによります人件費の減額となります。

次に、10款予備費ですが、歳出の財源調整のため、12万2,000円を増額補正するものでございます。

続きまして、歳入についてご説明を申し上げます。99ページを御覧ください。3款国庫支出金、2項国庫補助金、3目地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）13万4,000円の減額ですが、歳出で申しあげました内部での担当替えによります人件費の国庫補助の減額でございます。

次に、同じく3款国庫支出金、2項国庫補助金、7目介護保険事業費補助金26万4,000円ですが、介護報酬改定によるシステム改修委託料の補助金となります。こちら事業費の2分の1、26万4,000円の計上となっております。

次に、4款支払基金交付金、1項支払基金交付金、2目地域支援事業支援交付金ですが、こちらも内部での担当替えによります人件費分の事業費、27%分の14万4,000円の減額計上となります。

次に、5款県支出金、2項県補助金、3目地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）でございますが、県の補助金6万7,000円の減額計上となっております。こちらは、事業費の12.5%分の計上でございます。

次に、7款繰入金、1項一般会計繰入金、2目地域支援事業繰入金（介護予防・日常生活支援総合事業）でございますが、こちらは町負担分での事業費でございまして、12.5%の6万7,000円を一般会計繰入れの減額計上となります。

次に、5目その他一般会計繰入金、1節職員給与費等繰入金47万1,000円につきましては、システム改修に係る需用費と委託料の分の繰入れとなっております。また、100ページになりますが、2節事務費繰入金の6,000円は、歳出で説明を申しあげましたが、OCR形式での用紙の繰入れ分となります。

6目地域包括支援センター運営費繰入金30万6,000円につきましては、こちらも歳出でご説明いたしました地域包括支援センターのパソコン端末の修繕費としまして30万6,000円の繰入れとなります。

次に、10款サービス収入、1項介護予防支援計画作成収入、1目介護予防支援計画作成収入、1節ケアマネジメント収入で10万2,000円につきましては、人件費によります減額の計上となっております。

以上、議案第6号 令和8年度下郷町介護保険特別会計補正予算（第1号）につきましてご説明いたしました。どうぞよろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長（湯田健二君） お知らせします。

間もなく正午となりますが、このまま会議を続行したいと思います。ご協力お願いいたします。

これから質疑を行います。ご質疑ありませんか。

10番、山名田久美子君。

○10番（山名田久美子君） まず、68ページ、民生費の国庫補助金、子ども・子育て応援交付金、これは増えているのですけれども、同じく県補助金のほうが減額ということなのですが、先ほど報告第5号でこれは人件費の分で専決処分をしたというご報告だったのですけれども、これ同じような考え方でいいのかどうかをお伺いします。

それからあと、82ページ、町民体育館費の会計年度任用職員報酬299万9,000円と大きく減、これは6月で休館になるからかなと思うのですけれども、総務課の一般管理費が大きく増えているので、こちらのほうに異動になるのかということです、今の職員が。その点伺いたいします。

それから、ページ83の公債費の元金、地方債償還元金の減、同じく利子の地方債償還利子が増になった理由を教えてください。

以上です。

○議長（湯田健二君） 答弁を求めます。

健康福祉課長、只浦孝行君。

○健康福祉課長（只浦孝行君） 先ほどの10番の山名田議員のご質問でございますが、こちらにつきましても人件費によります調整という形になってございまして、国のほうにつきましては若干増額になっておりまして、県のほうにつきましては若干減額となる予定でございます。当初予算に……

（「すみません、もうちょっとゆっくりおっしゃって……」の声あり）

○健康福祉課長（只浦孝行君） 分かりました。失礼しました。

こちらにつきましては、すみません、国庫補助、それから県補助につきまして、補助率の改定がございまして、こちらのよう調整となりました。ちなみに、国が3分の1から3分の2、事業費の、それから県が3分の1から6分の1ということで割合が変わっております。その分の調整となります。失礼しました。

○議長（湯田健二君） 総務課長、湯田英幸君。

○参事兼総務課長（湯田英幸君） ただいまの10番、山名田議員の質問にお答えいたします。

まず、人件費についてなのですが、町民体育館費が減った理由は、おただしにありましたとおり休館ということでの減額ということで受け取ってください。それに伴って2、1、1影響あるかということでございますが、2、1、1の金額が増えている理由としては、出納室のところに会計年度職員1名配置になりまして、その関係でという形で増になっておりますので、よろしくお願いいたします。

続いて、83ページの公債費の元金利子なのですが、元金に関しましてはそのまま元金が減ったという形なのですが、利子は当初予算で利率の上昇分を見込んでいたのですが、それ以上に上がった分という形での利子の増額計上となっておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（湯田健二君） 10番、山名田久美子君。

○10番（山名田久美子君） すみません、民生費の国庫補助のところ、先ほどばばばとおっしゃったので、はっきり聞こえなかったのですけれども、国の3分の1が何分の何に増えたのか、もう一度お聞かせください。

県のほうは、3分の1が6分の1になったということでよろしいですか。

あと例えば町民体育館のほうは閉鎖になって、今いる職員はこのまま終わるという考え方でよろしいのですか。先ほど総務課のほうの増えている分というのは、出納室に行かれた方、雇った方ということをおっしゃっていたのですけれども、それでよろしいの

でしょうか。お願いします。

○議長（湯田健二君） 健康福祉課長、只浦孝行君。

○健康福祉課長（只浦孝行君） 失礼しました。

先ほどの答弁なのですが、3分の1から3分の2に変わりました。国庫補助です。

それから、県補助につきましては、3分の1から6分の1ということで変更になりましたので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（湯田健二君） 総務課長、湯田英幸君。

○参事兼総務課長（湯田英幸君） 町民体育館に今従事している職員についてでございますが、休館以降は今後異動等を検討することになるかと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（湯田健二君） 9番、星邦一君。

○9番（星邦一君） 81ページの10款の教育費、中学校費の学校管理費ですか、この委託料で688万4,000円、委託料、耐力度調査等業務委託料なのですが、この調査というのはいつ頃まで行うのか。そして、今後どのような計画で進められるのかというのをお聞きしたい。というのは、私と、あと議員4人が学校在り方委員会というところに、開いているのですが、そこでもまだ全然、検討委員でも分からないものですから、ちょっとその辺お聞きしたいなと思っておりますので、もし計画があるのならば今後早々に計画書というのを出すべきではないのかなというのを思いましたので、それをお伺いします。

○議長（湯田健二君） 教育次長、玉川清美君。

○教育次長（玉川清美君） 今ほどの9番、星邦一議員のご質問にお答えいたします。

こちらの耐力度調査等の業務委託料の件に関しましてですが、こちらは下郷中学校のほうを小中学校統合して義務教育学校を再編するに当たりまして、施設の現状を把握する必要があります。そのために、施設の安全性、健全性を客観的に把握して、将来の学校整備の判断材料を得るため、実施するものでございます。今後の予定としましては、議決を受けましたらば早々に発注いたしまして、その調査を行いたいと考えております。年度内のほうにはその調査結果をもちまして今後どうしていくかという検討材料でまた会議のほうを開かせていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（湯田健二君） 9番、星邦一君。

○9番（星邦一君） ということは、これから議決をしてやるということなのですが、委託料の金額というのは、ある程度積算しているのですよね。ですから、こうやって計上しているのですよね。ということで、今後これから入札をして、委託を出して、それからどういった方向で、いつまでかかるかという計画はしますよね。それは、早急に在り方委員会、もしくは議員の方々にも教えてください。よろしくお願いいたします。

○議長（湯田健二君） 教育次長、玉川清美君。

○教育次長（玉川清美君） 今ほどの9番、星邦一議員のご意見でございます。今後一応、先ほども申し上げましたが、こちら3者のほうで参考見積り取らせていただきました。

こちらの耐力度調査を実施した業者さんのほうに見積りを徴取いたしまして、今後こちらで議決になりましたところで速やかに発注をさせていただきたいと思います。その間、また再度申し上げますように学校の在り方検討委員会のほうでご報告申し上げたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（湯田健二君） 9番、星邦一君。

○9番（星邦一君） そのことは早急に、学校在り方委員会というのもしばらく開いていないですね。町民説明して、その前にやったのですが、それからずっと検討委員会というのではないものですから、検討委員会、そして保護者のほうもどうなっているのだというの、我々も聞かれるわけです。ですから、早急にこういったことも踏まえて、検討委員会も早急に開いていただきたいと思います。

以上です。

○議長（湯田健二君） 教育次長、玉川清美君。

○教育次長（玉川清美君） 今ほどの9番、星邦一議員のご質問でございます。こちら4月当初に役員等の変更もございまして、各学校、PTA会長さんのほうにも再度新たな役員さんの承諾等をいただいている段階でございます。今後、7月をめどに会議のほう開催していきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（湯田健二君） 3回で答弁漏れありませんか。

○9番（星邦一君） ないです。

○議長（湯田健二君） 5番、猪股謙喜君。

○5番（猪股謙喜君） 星邦一議員と同じ項目で、耐力度ということなのですが、これ下郷中学校に小学校を集めるという説明だったのですが、耐力度というのは何を調べるのかという、まずその基本的な調査の目的をお伺いします。

それと、ページは変わりますが、102ページ、地域包括支援センター運営費の端末の修繕ですが、これそもそも端末を購入した時期と当初の金額、それから入替えではなくて修理費ということで、直すとどのぐらいもつのかお尋ねいたします。

○議長（湯田健二君） 教育次長、玉川清美君。

○教育次長（玉川清美君） 5番、猪股謙喜議員のご質問にお答えいたします。

こちらの耐力度調査の主な調査項目に関しましては、経年劣化等と、あとは鉄筋の腐食度、あとはコンクリートの中性化の深さ及び鉄筋のかぶりの厚さ、あとは躯体の状態、クラックなどを見まして、あとは不同沈下量としまして、基礎の地盤の異常によるものがないかどうか、このような5項目を主に中心に調査するものでございます。安全に施設の維持管理をする上で必要な調査となっておりますので、ご理解のほうよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（湯田健二君） 健康福祉課長、只浦孝行君。

○健康福祉課長（只浦孝行君） 先ほどの地域包括支援センターパソコン端末でございます

が、の購入時期ということでございますが、私先ほど申し上げましたが、平成25年、今から13年前に購入しております。ただ、13年前の購入なものですから、今ここに当時幾らで購入したかということにつきましての資料はちょっと持ち合わせておりませんでしたので、これは13年経過したことによりまして、ちょっと発熱等……失礼しました。支援センターのパソコン機器ですが、25年の6月に購入しておりまして、一式で150万1,500円ということでございました。失礼しました。こちらの金額になっております。先ほども申し上げましたが、発熱等による稼働不安定によりましてハードディスクの部品の交換修繕、それからシステムの再セットアップということで実施することになっております。30万6,000円ということでございます。大変失礼しました。

○議長（湯田健二君） 5番、猪股謙喜君。

○5番（猪股謙喜君） 中学校の建物は、完成して50年以上たったわけです。当然コンクリートの構造物ですから、劣化は避けられない。それと、もともと大体コンクリートの構造物は60年が耐用年数と言われていまして、間もなくその60年がたつということで、それを診断によって何年もたせるのかというもくろみがあるのこの予算なのでしょう、お尋ねいたします。

○議長（湯田健二君） 答弁を求めます。

教育次長、玉川清美君。

○教育次長（玉川清美君） 5番、猪股謙喜議員のご質問のほうにお答えいたします。

下郷中学校のほうは、昭和47年、48年にわたり建設されたものでして、もう53年経過しております。平成3年から5年にかけては、大規模改造を節目20年に行っております。その後に、23年、耐震診断も実施した後に、25年、耐震補強の工事をまた行っております。今後、20年ぐらい先を見越して、やはり長寿命化も含めた形で改修を行いながら、新たな統合校ということを念頭に、今回調査を踏まえて改修等の実施設計に結びつけていくような考えでございますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（湯田健二君） 8番、星和志君。

○8番（星和志君） 歳出において人事異動が多数あったのですが、今回の補正で一般会計、特別会計の合計で人数や給料等の金額は当初予算と比べてどう変わっているか、一般職員と会計年度任用職員、分かれば別々で教えてください。

○議長（湯田健二君） 答弁を求めます。

総務課長、湯田英幸君。

○参事兼総務課長（湯田英幸君） ただいまの質問にお答えします。

まず、こちらは会計年度のほうからなのですが、予算上で申し上げます。予算上ですと、当初予算で見込んでいたものが57名だったものが、結果、56名になっております。職員のほう、こちらは特別職、3役含めまして84名で見込んでおりまして、今回補正後も84名でございます。すみません、今の人員は一般会計ということで了解ください。特別会計は入っておりませんので。

○議長（湯田健二君） 8番、星和志君。

○８番（星和志君） 予算のほうは、変更はなかったのでしょうか。あと特別会計のほうの人数や予算は、把握はしていますか。分かれば教えてください。

○議長（湯田健二君） 答弁を求めます。

総務課長、湯田英幸君。

○参事兼総務課長（湯田英幸君） すみません、総額の比較になりますと、ほとんど変更はないと思うのです、ベースアップ分とか今回あったわけではありませんので。ただ、生活環境が、例えばですけれども、引っ越されたとか、子どもができたとか、その間にあった場合の金額の変更はございますけれども、基本的な考え方の変更はないと認識しております。幾らだという話になりますと、人件費のその部分だけをくりぬいてやっているデータはつくっておりませんので、それぞれの科目の増減表を積算していくしか実際はないという形になります。申し訳ございませんが、よろしくお願いいたします。

○議長（湯田健二君） ほかにご質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（湯田健二君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（湯田健二君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第４号 令和８年度下郷町一般会計補正予算（第１号）の件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（湯田健二君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第５号 令和８年度下郷町国民健康保険特別会計補正予算（第１号）の件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（湯田健二君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第６号 令和８年度下郷町介護保険特別会計補正予算（第１号）の件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（湯田健二君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程の追加

○議長（湯田健二君） 過般、総務文教常任委員会に付託の陳情第1号 「国の『被災児童生徒就学支援等事業』の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書」の提出を求める陳情につきましては、陳情内容に一部訂正が生じました。この件につきましては、去る6月11日開催の議会運営委員会で協議された議事運営に沿って、直ちに日程に追加し、議題にしたいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（湯田健二君） 異議なしと認めます。

よって、直ちに日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

追加議事日程を配付します。

（資料配付）

○議長（湯田健二君） 配付漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（湯田健二君） 配付漏れなしと認めます。

追加日程第1 陳情第1号 「国の『被災児童生徒就学支援等事業』の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書」の提出を求める陳情の一部訂正について

○議長（湯田健二君） 追加日程第1、陳情第1号 「国の『被災児童生徒就学支援等事業』の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書」の提出を求める陳情の一部訂正についての件を議題とします。

本件について訂正の理由の説明を求めます。

議会事務局長、荒井康貴君。

○議会事務局長（荒井康貴君） それでは、私のほうから陳情の訂正についてご説明申し上げます。

本日お配りしておりました資料を御覧ください。まず、件名でございます。標記の陳情第1号の一部訂正についてでございます。

次に、訂正理由でございます。事務手続の誤りのためでございます。上記陳情は、6月8日月曜日、6月会議の初日の本会議におきまして、総務文教常任委員会に付託されました。しかしながら、提出日6月8日以前に陳情者から陳情内容の一部訂正依頼がありましたが、訂正前の陳情書を配付いたしまして委員会付託されたため、修正後の陳情に訂正するものでございます。

修正の内容につきましては、本日お配りしております陳情書、それから正誤表とございますが、修正前と修正後という資料を添付してございますので、よろしくお願いいたします。大変申し訳ございませんでした。

以上となります。

○議長（湯田健二君） お諮りします。

ただいま議題となっております陳情第1号 「国の『被災児童生徒就学支援等事業』の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書」の提出を求める陳情の一部

訂正についての件を許可することにご異議ありませんか。

(何事か声あり)

○議長（湯田健二君） 5 番、猪股謙喜君。

○5 番（猪股謙喜君） この陳情書が当初議会に届いた時点と、実際議会が開催されて我々に届くまでの間に一部変更があったという報告でありましたが、そういった提出書類で事務手続が遅くなったとはいえ、提出者が変更を求めて新たに陳情書なり意見書を出すのが筋ではないのかと思うのですが、そこら辺はどうなのでしょう。

○議長（湯田健二君） 議会事務局長、荒井康貴君。

○議会事務局長（荒井康貴君） 説明が不足して申し訳ございませんでした。まず、時系列からいいまして、令和 8 年 5 月 13 日付で、議会のほうで受付した月日が令和 8 年 5 月 21 日でございます。正直言いますと、私のほうからちょっと疑義が生じたものですから、事務局というか、こちらの教職員組合のほうにお問合せをしまして、当初の回答はそれで大丈夫だというご回答をいただいていたのですが、その後、6 月 1 日にやはり修正でしたということでご連絡をいただきまして、私が了解しました。そちらの文書をいただきまして、私が預かって、修正というか、訂正で差し替えをして、6 月 4 日の議会運営委員会に臨む予定だったのですが、完全に私のほうで預かっていながら訂正をせずに議運に臨み、8 日の本会議に臨んで、その時点でも私は気づかなかったのです。一般質問が終わってから次の準備をということで委員会の準備をしている中でそれに気づきまして、町村議会ですか、議長会のほうにお問合せをしまして、本会議で正式に委員会付託がなされたものであれば、本会議において修正なり取消しなりという手順を踏むべきであろうということでいろいろ助言いただきまして、今回、最終日の本会議に訂正ということでご提案させていただきました。大変申し訳ございませんでした。

○議長（湯田健二君） したがって、陳情第 1 号 「国の『被災児童生徒就学支援等事業』の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書」の提出を求める陳情の一部訂正についての件を許可することに決定いたしました。

以上で令和 8 年度下郷町議会 6 月会議の日程は全部終了しました。

これにて散会します。（午後 0 時 26 分）

地方自治法第 123 条第 2 項の規定により署名する。

令和 8 年 6 月 12 日

下郷町議会議長

同 署名議員

同 署名議員